

の増進をはかり、国内の消費も増加されるかと思ふのでございます。しかもさらに積極的に、現在海外に対する消費宣伝につきましても相当多額の経費を使つてやつておるのでございまして、そういう事態が起きないようには、われ／＼として希望して参つておる次第でございます。

○石井委員 そこで蚕糸局長も十分に海外に対する消費宣伝等に努め、五箇年計画の予定をまわつても、多々益益并ずるという考えをもつて努力されるわけでありまして、まことにけつこうであります。實際問題として、日本では生糸というものの対しては、国際的な日本の独占的製品である、こういう点に満足をして、海外の販路開拓、生糸あるいは絹製品に対する各国民の需要を喚起するための努力がまことに遅れておつた。ある意味においては武陵桃源の夢をむさぼつていたというふうなかつうが見えたのであります。こういう販路開拓につきましても、どういふような構想を持っておられるか、伺つてみたいのであります。

○青柳政府委員 この法案の中におきましても、政府が一旦生糸を手持ちいたしました際には、新規用途なりあるいは新規販路に對しては、特に最高価格にならなくても、ある程度売れるような形をとつておるのであります。今特に販路の拡張という点に對しては、政府としては特別な施策は講じておりませんが、民間側の宣伝費という点に對しては、また国際的にも絹業者の全体の団体が現在できておりますが、そういうものを利用しながら、販路拡張に努めて参りたいと考えてお

る次第でございます。

○石井委員 生産増強をやり、また販路等につきましてもいろいろと努力をされておるといふことになりまして、製糸業としては今後の安定したる糸価ということが問題になつて来るわけでありまして、海外等におきましては、資材等を見ますと、あるいは三ドル八十セントぐらいにというふうな意見もあれば、あるいは四ドル五十セントぐらいを上まわらないというふうな意見も、いろいろあります。實際問題とすれば、海外において日本の生糸が、一番よく消化され、そうして需要に對してある変化がなく日本に注文がある、こういうような点は、どれくらいのことにつきましても、詳細な御調査があるかと思ふのであります。この点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青柳政府委員 価格の値ごろの問題であります。これはそのとき／＼の経済事情によつて違ふことだらうと思ふのでございまして、従ひましてどのくらいか申し上げることはなかつた。困難な問題でございます。実は今年の九月にロンドンで会合がありました。三ドル八十セントというふうなことを新聞紙上で見ておるのでございまして、しかしこれはあくまでもそれ自体の経済状態におきまして三ドル八十セントぐらいにやないかというふうな考え方であつたように思われます。しかるに、この内容を仄聞いたしますと、いろいろ議論があつたのださうでございまして、三ドル八十セントと定めるのは少し無理じやないか、それはそのときそのときの経済情勢によつてきまるべきものであるというふうな意見もあつ

たさうでございまして、やはり価格はどれくらいがいいかといふことは、そのときそのときの経済情勢によつて違つて来るものではないかと思つております。

○石井委員 そのとき／＼と言ひましても、要するに一応向うとしまして、この辺という一つの基準があるかと思ふのでございまして、これらの点につきましても、常に海外との連絡を密接にいたして、的確な情報を入れて、日本の糸価と海外の實際価格がマッチするよう努力を払うように願ひたいと思ふわけでありまして、

それから養蚕の問題は、日本において腰を入れて来るということになりまして、これに對する競争相手は、もちろんイタリアが最近没落したあとには、大抵中共が日本の養蚕の競争相手というふうな考えられるわけでありまして、今中共が鉄のカートンという形になつておりまして、いろいろとアメリカの方面との関係が途絶したてまつる関係上、さうな問題は起りませんが、日本がドル不足であることと同じことで、中共もまたドル不足である。共產黨等が努力して中共との関係が改善されると、ここでもまた中国が非常に大きな繭の生産市場として国際的な市場にデビューするのではなからうか、こういうふうな考へるわけであり

ます。将来日本において糸価の安定がある意味において保たれ、これに對してな国際的に安んじ繭が出まわつて来る、この日本の構想もくずれて来るわけでありまして、現在の世界においての繭の輸出をする国々の情勢並びに中共の養蚕の状態等がどういふようになつてくるかといふことについて、

お伺いをいたしておきたいと思ふわけでありまして、

○青柳政府委員 現在の国際情勢の關係からいまして、中共の確たる情報とは、昨年の十月ごろまでに中共側が海外に出しておりました数量を見ますと、その当時ニューヨークの市場で七千俵から消化されておりました。その際に月千俵ぐらゐ出たのでございまして、しかしそれも十一月以降から中絶して参つておるといふような状態でございます。今後中共方面からの生糸の輸出というふうなものも想像されますので、われ／＼といたしましては極力国内の合理化の線を進めて参らなければならぬ。その場合に現在の農村経済あるいは製糸の経済というふうな面から見ると、独自の立場でこの合理化の得ない部分もあるかと思ひます。従つて来年度以降の予算的措置というふうなものも、そういう面を補完する意味合いでわれ／＼として努力を払つて参りたいと思つております。

○石井委員 この点については、今日本においては独占的な立場をとつておるといふ關係で、国内的の対策だけであるや目的が達せられようかと思ふのであります。将来はまた中共あるいはその他海外の競争国の発生するといふことを常に考慮に入れて、養蚕家並びに製糸業者等に対して十分な、恒久的な指導と対策とを練つておつてもらいたいと思ふわけでありまして、それからアメリカにおきましては、昔は生糸を輸入して、これを製品としてくつ下等に使つたのでありますが、最近はいろ／＼と資料等を見ますと、

と、生糸の使用の形態が変化して来た、あるいはまた生糸、絹製品の輸出国がいろいろと変化をして、イギリス等からも相當の引合せがあるといふような形が現れておる。最近生糸並びに生糸製品に對する国際的な需要の動きはどういふ傾向になつておるか、あるいは今後それがどういふふうに行くであろうかといふ点につきまして、いろ／＼と今後の対策上御研究があるかと思ふのでありますが、これらの見通しをお話願ひたいと考えております。

○青柳政府委員 将来はとにかくといひまして、現状を申し上げますと、あなたのお話のように、くつ下方面におきましては非常に悪い状態になつておるのであります。戦前はアメリカあたりでも、輸出されましたものの八〇％はこの方面に使つておりましたが、現在はたしか、二、三パーセント程度ぐらゐに落ちております。従ひまして大体これはアメリカでもヨーロッパでも同じ傾向を持っておりますが、広幅の織物方面に使われている。ことにアメリカ方面ではネクタイなどに相當使われておるような状態でございます。

○石井委員 そういふふうにはアメリカのくつ下専門の需要からネクタイその他の方へ／＼幅が広がつて来ています。こういう傾向は今後も増進され、あるいはこれが今までは生糸を使わなかつたような国々にも普及するやうな傾向を見せておるかどうか。これらの点についてお伺ひします。

○青柳政府委員 この輸出の計数をこちらになりますとわかりますが、順次輸出数量は増加しております。われわれのところには確たる資料は集まつ

てはおきませんが、おそろくそうい方面に増大されておるものと思つてあります。英國の國際絹業會議においでの會長のお話などを仄聞いたしますと、とにかく戦後購買力が増すにつれて値段の高いもの、品質のいいものと、順次衣料はかわつて来る。その際に婦人の衣料についてはいろいろの部面に生糸がだん／＼使われ出して来てゐる。従いまして将来の生糸の消費は、価格が安定しさえすれば、相当増加しようというようなことを言つておられる点からしますと、経済復興とともに、絹の使用は順次ふえて来るのではないかと思います。

○石井委員 この点については蚕糸局長もよく農林大臣等と相談して、今後大公使館ができるような場合には、生糸の消費地帯の大公使館については、参事官くらいに蚕糸方面の経験を積んだ人を一枚加えてもらうようにする。そうして今後日本の外交官は、昔のように日本の国力を海外に誇示するとか、あるいは海外の軍勢力を調査するといふふうな形のものでなく、産業大公使というふうな形にならうと思つてあります。それでそういうふうな情報あるいは資料がとれるように、大公使館の参事官等に参加するように努力を願つて、そうして万般の将来の見通しを誤らないように、またそれだけでなく、生糸の需要を喚起すること等についても、常に努力するようにいたしていただかなければならぬと思つてゐる。この問題については農林大臣に十分質問したいと思つてゐる。農林大臣は全然養蚕方面はしろうとのようでありまして、蚕糸局長はそういう構想をもつて今から注文をつけて

おいてもらいたい。こういうことは農林委員、特に蚕糸方面に關係する各委員の熱望するところでありまして、この点について十分の対策あるいは人員等について御研究してあるかどうか、伺つておきたいと思つてゐる。

○青柳政府委員 御趣旨の通り、ますます需要の増進をはからなければいかぬ、しかも輸出を増進しなければいかぬということからいたしまして、来年度は、御趣旨のような予算を組んで大蔵省と折衝を進めております。

○石井委員 いろ／＼と十分前提を述べまして、最後に、問題は繭糸の安定、これがあらゆるものの中核だといふことに結論が行き、しかもこれがこの法案の目的とする趣旨でありまして、そこで伺つておきたいのは、昔からば高い繭を売ろうとした農家はな。ある確実なる収入を得れば、農民は大体満足している。昔繭の値が一貫目十三圓、十四圓もしたときに、農村の青年は若者を買つたり何かしてろくなことは覚えな。そこで次に繭の価格が一貫目一圓五十錢くらいになつてしまつと、せつ／＼桑の手入れや何かしておつたにもかかわらず、そういうばか安値では今度は農民の暮しが立たなくなる。こういうわけで、昔から農家にしましては繭の安定ということについて非常に考へてきた。これに反しまして一番ふとどきな考へを持つておつたのは、大体製糸家であつたと思つてゐる。製糸家は一定の価格をもつて繭を買入れて、そうして一定の企業のコストに對するノーマルな利潤を得るというのを目標にして経営しない、むしろ機械によつてもうけようといふことを常に考へてゐる。その大きな

な投機で勝つた人は生き残つて、それ向が、今までの日本の養蚕界を通じて、特に對外生糸輸出を通じて、現われたところの一番の悪弊であつたと思つたのであります。この日本の重要な産物を堅実なる経営によつて、海外の需要を喚起して、國民の生活を安定せしめ、収入を確保せしめるということではなくて、製糸業者はそれを投機の對象にして、巨利を博する。損をしたときには、これを農民にかぶせるといふうな傾向は常にあつたところでありまして、今回この繭糸安定の法案が案ぜられることは、繭をある一定の安値において買つて、あとで高いところのうけ、いろ／＼と製糸業者が自由にあやつてもうけることとはかまわぬのだ、常に養蚕農家は下積みで底値をけられ、製糸業者は十分の上値をつけられるように考へてゐるのではない、こういう危惧が各方面にあるわけでありまして、この糸の値段の上げ下げということが非常に人為的になされる傾向が現われている。特にこの春には三十万圓の生糸が現われたが、この原因がどこにあつたかといふ点について、十分なる調査に基いた蚕糸局の御見解を聞かしてもらいたいのであります。

○青柳政府委員 あの当時われ／＼といたしましてはそれに対する方策を考へておりましたが、その当時の実情を考へてみますと、先売りを非常にたくさんやつており、その關係で売る品物を売手側がほとんど用意してゐなかつた。そのときに御承知のように、アメリカの綿花の關係から繭糸が上つたわけでありまして、繭糸が上りますと、自然人絹にまで影響する。また人絹から生糸にまで影響して来たという経過をたどつておつたのであります。われ／＼といたしましては、この面に於いてある程度思想的な部分がありはせぬか、こう想像いたしまして、実はあの基準価格制というものを設けたわけでありまして、三十万圓の当時、アメリカの例の公定価格から換算してみますと、ちやうど二十五萬圓くらいになるわけでありまして、それで二十五萬圓の基準価格を設けて、その程度まで下つて来たわけでございます。その後における糸の情勢を見ますと、ほかの商品が漸次下るに従つて下つて来たうなわけでございます。

○石井委員 先ほど御答弁のありましたように、五箇年計画が順調に進んで、相當の数量の繭並びに糸が出まわつて来る、また海外の需要を常に見守つておる、こういうふうなことにありますと、おのずから需給についても調整がとれて、投機的なる活動の行われる余地が次第に少なくなるとは考へられるのであります。今年の春の大暴騰のようなことがありますが、輸出を非常に阻害する。かた／＼国内においては、養蚕農家からしますと、たといそれがから売られてあつて、実需はなかつたとしても、われ／＼がこれだけの繭の価格で売つておつたのに、製糸家あるいは問屋筋においては、そういう取引によつて巨大なもうけをしたという気持が出て、農民としてはそれに対する不満等も非常に大きくなるわけでありまして、健全なる養蚕対策を阻害する結果になる。将来におきまして、こういうふうな人為的な暴騰、実需を伴わないから相場によるところ

の暴騰というふうな問題については、この法案におきましていろいろ／＼考慮を払つておられるわけでありまして、それは政令にゆだねるという形になつてゐるわけでありまして、これにつきましては先日來も、物価統制令が撤廃されたあとにおきましてはどうするかといふことについて、まだ別に考へはなないが、十分対策を立てたいといううなことを申し上げておりましたが、こういうふうな少数の投機業者によつて、糸価がいろ／＼あつたられ、日本の大きな國際的な商品の輸出阻害、あるいは生糸に対する購買力を低減せしめるといふことについては、相當なる考慮が払われなければならぬ。先日來の答弁によりまして、いろ／＼と考へさせてもらいたいという意見の範圍を出なかつたのであります。これについては、考へさせてもらうでなく、先日小林委員からも強く要求されたのであります。が、ひとつこのうなことでその点は十分にやつてのけられるであらうといふうな構想の御研究ができてゐるのではないと思つてゐる。が、蚕糸局長あるいは課長におかれては、どういふ名案を考へられてゐるか、お聞かせ願ひたい。

○青柳政府委員 昨日御説明申し上げた通りでございます。今のところは物価統制令によつてやるべき処置が残されておりますので、それによつてやつて参りたいと思つております。その統制令が撤廃された後の措置は、目下研究してゐる程度でございます。どういふうないいにやつたらいいかといううなことは、まだきまつておりません。

○石井委員 この点まだ蚕糸局としましては、重大問題中の重大問題で、この法案が生ずるか死ぬかという一つの目的であるという立場において、慎重なる研究をいたしている、こう思うのでありますが、この点については、一部投機業者の操作によつて、日本全体の蚕糸業の不安定を招く、あるいは国際的の蚕糸業の不振を招くことのないように、十分に研究と対策を練つておいてもらいたい。この法案が通過するかしないかという事は、それらに対する蚕糸局、農林省の決意いかんという点にかかつて来るのではなからうかと思ひますので、ひとつ特段の御研究を願ひたい。

それからこの問題で一番大きな問題は、先日来問題になつてゐる最高価格と最低価格、国際的に競争相手も出て来るという場合を考えると、日本だけではどうというわけに行かぬ。日本の米のように、ある意味において国内の絶対必要量に足りないというわけの品物ではありせんから、この最低価格と最高価格の定め方は非常にむづかしいと思ひます。しかしながらものにはいろいろ歴史的な流れがあるわけで、昔から大抵一貫目は米の半俵というのが農村の一つの常識になつておつたわけでありませう。繭の一貫目が米の半俵という一つの相場ができておつたときだと、農家も養蚕家も安定する。特に養蚕専業地帯などになりますと、繭を売つて米を買つておつたという場面が多かつたわけでありませうが、こういう点について、今後繭の価格が安定すると、ある意味においてまたこの価格から日本の国民生活、非米作農家の生活ともからみ合せていろいろと研究されなければならぬと思ひます。

繭と研究されなければならぬと思ひます。今年米で言うところの七千円だと二を掛けて一万四千円、ここの繭の相場だと農民は最も歓迎する。また米の価格が石五万四千円ということになると、一万四千円、ここの養蚕専業農家もがまんができてゐるというふうな大抵考えられるわけでありませう。これが長い間養蚕専業地帯の希望の価格ではないか。統計面においても、いろいろと異常暴騰、異常暴落のあつたときは別として、一割八分前後として動いてゐる。つまり米が半俵、繭が一貫目というふうな動いてゐる、こういうふうな思ひ方でありませう。

この立て方等についてはいろ／＼な問題があらうと思ひますが、今後米作地帯の人が副業的に養蚕をするというのなら問題は割合に少ないと思ひますが、おそらく福島県の会津方面、あるいは山間僻地の岩手県あたりが蚕を飼うようになるかもしれない、また秩父の奥の米のできぬ所あたりで養蚕が盛んになるのではないかと、われ／＼の県で言へば、吾妻郡であるとか、利根郡であるとか、米のとれない地帯で養蚕が次第に盛んになつて来るのではないかとと思はれる。この最低、最高価格ということは、将来においてい／＼な問題があらうと思ひますが、こういう非米作地帯、米のとれない所に専業的な養蚕農家が出て来るのではないかとという構想も相当入れて、方策を立ててもらうなればならぬと思ひます。こういうことについていろいろ御研究もあらうと思ひますので、それらの構想がどうなつてゐるか伺つておきたい。

○青柳政府委員 御趣旨は結局米価とパリティをとつたらどうかというところかと思ひますが、われ／＼といたしましては、実はこの最低値段につきましてはコストを考へて参らう、コストの一定割合をとつて行くといふ、おそろしく今のような御趣旨も、その結果から見れば一応なり立つて行くのではないかと考へます。そのコストの内容を見ますれば、いわゆる養蚕労働といふものもおそろしく食糧から出て来るものではないか、諸物価の中心である食糧の値段といふものもかなり大きなウェイトを持つて来るのではないかと考へますので、その面で解決ができればぬかと思つておられます。

○石井委員 この点は非常に問題になると思ひます。価格の最高、最低のきめ方について、養蚕の現金収入という点について、農民がこういう方面に力を注ぐようになると、専業養蚕家といふものが山間地帯等には非常に出て来る。これは大体米作あるいは食糧生産と養蚕とどちらがつり合ふかという場面等を勘案して、意識的に研究するといふことを問はず、発展の傾向をたどるであらう。すでにその価格算定においては、米価とパリティを研究の中にいれて対策を立ててもらひたいと思ひます。

からしますとそうなるのであります。大体蚕糸局長が中心幹事役として、それから各課長がこの中心となる活動の担当者として、この価格形成について資料の提出あるいは説明等に當らると思ひますのでありますが、それに対しては十分対策、準備が整つてゐると思ひます。今の浜糸の価格と国内の経済の全般的な関係を総合して、どの点に最低、最高価格が定められるのであらうか。大蔵省では十四万五千円といふことで、三十億円の予算を組んで二万俵、こういうふうな言つたところでありますが、これは予算をとるとき単なる用途であつて、実際は価格パリティといふふうないろいろな点を勘案して、現在の浜糸相場等を見て、海外の実需等を長期的に見通して、来年あたりはどのくらいにできるだらうか、こういう点は今後われ／＼としましては、農民に、これは養蚕に肥料をくれたらいいだらう、あるいはそう肥料をくれたらいいだらう、あるいはそう肥料をくれたらいいだらうというように実際に指導する責任もあるものであります。大体の目安で、来年の最低価格はどの辺、最高はこの辺だらう、そこでいろいろと対策を立てて合理化をはかつたらどうか、こういうふうな指導もしなくてはならぬ。こう述べたからこうだと責任を追究するわけではありませんが、現在までに作業の進んだ程度において、内輪の問題でありますから、隔意ないところの御答弁を願ひたいと思ひます。

○青柳政府委員 その問題につきましても、価格決定の方法から申しますと、価格決定の最も近い時期までの経済事情を取入れて考へて参りたいと思ひます。

いますので、今どのくらいになるかというふうな見込みはな／＼困難でございます。今のところそのくらいにしか答えられないのであります。ただ小林委員からも昨日お話がありました、一番やつかない問題は最低値段ではないかと思はれますので、最低値段の關係につきましては、昨日は、合理化の過程に進んだ農家におきましては、その程度のものである程度保証して上げました。それはまだ具体的ではないといふおしかりを受けたわけでありませうが、その後のいろいろ調査してみますと、昨日お話ししました戸数分布表の二十五年度繭生産費別農家戸数分布表といふところ、その一番ピークのところまでなるべく努力して参りたい、これを目標にしてやつて参りたいといふような気持を持つておられます。

○石井委員 ただいま蚕糸局長が構想の一端を述べられた。大体最も平均的な生産費をしてゐる養蚕農家の生産費をきめたい、こういうお話のようでありました。われ／＼はまことに當を得た考え方であると思ひます。そこでこれは一つの技術面の問題になるのであるが、去年から見ると今年はいろ／＼と上つておられます。そこで二十六年度においてはピークがどの

辺に出るようになっておるか、また作業全体は済むまいと思ひますが、現在においてどのくらいになるか、多年熟練のある養蚕局関係者でありますから、大見当がつくと思ひますので、それをひとつお話を願ひたいと思ひます。

○青柳政府委員 その面も統計部といひましては集計の過程にありますので、どれくらいになるかというふうな見当はまだつきかねます。

○石井委員 農家等も、最近早起き鳥等を聞きまして、農村問題については、農民も農林省の各課長、局長あるいは技官等の放送を聞いてゐる／＼と研究をしておるのでありますが、ひとつこれらの点につきましては、委員会の速記録でどう言つたとか言つたとかいふわけではなくて、研究の結果は大体こういうふうになると、早起き鳥等において、課長あるいは局長にやつてもらうと、農民として大体的見当がついて、はあ今年はこの辺で最低価格ができるのだな、そうすればうちではひとつどういふふうに計画を立てようかといふふうになり、／＼と研究が進められると思ひので、ひとつできる限り早く作業を急いで、ラジオ放送等にも連繫をとつて、早起き鳥等で聞かせたりして、大体的見当がつくように御努力願ひたい、こう思ふのであります。

そこで最高価格については、先ほど言つた通りに、今後しつかりした対策を立てて、國際的に不安を起させないやうに、最低価格については、そういうふうな点において、ひとつ食糧のバリエイ等を考慮に入れ、また毎年のピーク等をもつて最低のものにしたい

というふうな立場ですが、實際問題としては、海外の競争等を考慮に入れると、まだ日本の養蚕農家、製糸家等も、販路の開拓あるいは経営の合理化に努力しなければならぬ。昔は、繭百目から糸量が、十匁か十一匁を突破して、十二匁も出ると、最良の繭といふふうに言われた。その後養繭種が入つたり、いろ／＼と改良を重ねまして、最近では十六匁を突破するやうなものも非常に多くなつて来ておる。こういうふうないろ／＼と養蚕方面の努力、小林委員等も養蚕技術家として大いに努力されたやうでありますけれども、各方面の人々が努力して、非常に繭の糸の量が多くなつて来た。今後またこの点について、努力によつては二十匁までも行けるんじゃないかというふうな意見等もありますが、實際問題として、非常に高度に発達した日本の養蚕技術において、今後なお製糸量をふやす余地があるかどうか、この点についてひとつお伺ひしておきたいと思ふ。

○青柳政府委員 その面につきまして一番大きな原因を来すものは、やはり蚕品種の改良の問題と、飼育技術の向上の問題、これらの問題がそこに集中して来るのだと思つておられます。その面につきましては、昨日も御答弁申し上げましたが、蚕種の改良の面につきましては、政府といたしましては、極力試験場なり、あるいは地方の試験場あたりにつきまして予算的措置も講じて参つております。また飼育関係につきましては、指導網の拡充並びに稚蚕共同飼育所に対する融資によりまして、稚蚕共同飼育所の設置の奨励をやつておる次第であります。

○石井委員 これは短時に解決する

問題ではないのでありまして、あらゆる努力の結果が一匁々々と増加して行くわけでありまして、今後の努力を願ひます。しかしながら、桑については相当地に改良の余地が多からうと思ひのであります。昔から群馬県等、あるいは養蚕の盛んな所は、非常に桑等につきましては努力を払つて来た。最近では改良ねずみ返しはほとんど圧倒的になつて来ておるといふ点がありますが、桑の改善という場面についても、先日來の答弁で、十分に考慮を払つておるといふことですが、この点はひとつ特には御努力を願ひたい。まだかなり古い昔に桑畑に切りかえようとしても、なかなかそう桑苗が間に合わないといふやうな形がありまして、合理化が行届いていない点が多いのであります。そこでこの問題については、価格の安定と将来の見通しを立てて、そうして桑の改良について十分の努力をしてもあらうと思ふ。漫然と、昔は反当り十六匁とれたが、今は九匁目になつてしまつて、生産が落ちておる。何かそれだけを見ると、非常に畑を荒しておるといふやうな印象を受けるのでありますが、實際の農民は、別段畑を荒しておるわけじゃない。日本の非常に狭い土地を粗末に使うといふことはない。繭の値が不安定であるときにおいては、桑の方を小さくしておいて、中に麦をつくる、野菜をつくるということによつて、主力を間作に注ぐといふやうな形において桑が非常に悪くなつて、反当の収量量が減つておるといふ形になる。今後そういう点につきまして恒久対策が立ちますれば、農民も優良品種

の桑を植へ、そうして／＼と恒久的な桑園管理等にも移らうと思ふ。これらについては特に一層の御努力を願ひたい。そこで桑の品種改良について何か非常に新しい研究等がありましたらば、この機会に養蚕局のお話を承つておきたいと思ひます。

○青柳政府委員 繭の増産の基礎は、何と申しましても蚕の食糧であります桑の問題が一番大切でございます。実はこの問題につきましては、養蚕試験場の今度の予算について、桑の部面を非常にたくさん組んで進んでおります。また一面地方に対しまして、新たにできました新品種が至急に普及されますやうに、各地方の養蚕試験場に対して、桑苗の育成施設に対して補助をやつておる次第であります。これは昨年からすでに開始しております。

○石井委員 この法律を実施するに對し、各方面にわたつての御意見を聞いたのであります。一つ問題は、ここに繭糸価格安定といつておるが、これは糸価安定であつて、繭の点については何ら触れておらない。こういう意見が養蚕家方面から出て、これは羊頭を掲げて狗肉を売るものであるといふやうな非難が出て来るおそれです。しかしながら、實際問題として、農村において、いかにして養蚕農家の繭を最も効果的に販賣するかといふことにつきましては、多年努力が重ねられたのであります。組合製糸等が明治の初年からは起りましたが、ずいぶん組合製糸もできましたが、これが思ひなくして、組合製糸で有終の美を保つておるものは、ほとんどない。また各地に乾繭倉庫等ができましたが、倉庫の門には、何々乾繭倉庫と大きな字で書かれ

ておりますけれども、實際中には乾繭を入れたことにはななくて、その他ものをいれ／＼入れた。あるいは乾繭倉庫という名を残したままにおいて、何か工場みたいなものに切りかへたりしまして、この点もよく行つておらない。こういう関係で、繭の価格を維持して、直接農民に安定性を持たせるといふ点が、いろ／＼の努力にもかかわらず効を奏しなかつた。これは養蚕業数十年の歴史に徴して明らかになつておる。そこで糸という面において安定をさせて問題を処理しよう、つまり将を射んとすれば馬を射よといふやうな氣持で、こういうふうな今度は乗り出した。いろ／＼と養蚕農家から非難があるが、しかし、われ／＼はそうでなく、これはほんとうに繭糸を維持するといふことを目指すが、なか／＼その目的は直接達せられない。そういうやうな間接的な手段によつて養蚕農民を保護しよう、こういうふうなねらいである。この点について養蚕局長あるいは農林当局が、事實上において糸価対策を宣言しておるやうなふうに見えるが、われ／＼の方針は、繭糸対策を本来の目的としておる、こういうふうな言い切れる御自信があるかどうか、ひとつ確信のほどを承つておきたいと思ふわけでありまして。

○青柳政府委員 その問題は昨日以來お話し申し上げたことでございまして、本日特に新たに御質問になりましたことは、乾繭倉庫あるいは組合製糸などという考へを持つておるかというお話のように承りました。この部分につきましては、実は乾繭倉庫の問題につ

きまして本年度は融資をしたい。しかも、例の農林漁業資金融通法に基きまう長期かつ低利の資金を融通したい、こう考えております。また組合製糸につきましては、われわれといたしましては、来年度ぜひそういう面で農民が設備の改良をやりたいというような場合においては、極力その趣旨に沿うように努力をして参りたいと考えております。

○石井委員 この点については、先ほどの蘭価対策を大いに考えておるといふ点について、蚕糸局の農民に対する十分なる説得と今後の了解工作にかかつておる。どうも蚕糸局長にしましては、蚕糸局の課長等にしましては、いろいろと地方に参りましても、養蚕農家に接するといふことはなくして、製糸業関係者に接する機会が多い。それと、そのあとにおきましては、御高見を拝聴するといふくらいで帰つてしまふ。そこで実際に蚕を飼つてゐる農民は、直接蚕糸局長の意見なり、あるいは蚕糸局関係の課長の意見を聞いても、養蚕農民に対する農林省の考え方というものの浸透力が非常に弱いと思う。今後におきまして、やはり蚕糸局というものが大きく各農民から支持されるために、蚕糸局長以下常に養蚕農民に接し、そして農林省の農業政策、養蚕政策を浸透せしめるという努力が必要ではないかと思ひます。製糸家だけに会つたりして引揚げるというふうなことでなく、常に養蚕農民に接触する。かつては二百数十万の養蚕農家があつたが、これが現在八十万戸に減つてしまつたといふことが、つまり蚕糸局の勢力の衰頹した大きな原因であつた。少くとも今後百五十万くらいい

養蚕農家をつくり、ひとつ新しく農民に蘭の生産意欲を増進させて、蚕糸王の活動ぶりを認識してもらつて、こういうふうな気持であれば、その間おのずから、蚕糸局の蚕糸政策は製糸家本位で、養蚕農民に対してはあまり誠意がないというふうな疑問は解消するのではないかと思う。今後養蚕農家の対してどのような気持で働きかけ、どのような気持で養蚕農家と苦楽をともにするつもりであるか、そういうふうな点について、この重大なる法案の提出のときにおいて、蚕糸局全体の気持をひとつ承つておきたいと思ふわけでありませう。

○青柳政府委員 われわれといたしましても、大体御趣旨に沿うような形で現在までやつておると思うのでございませうが、もしそうではない事実があるというふうなことでありますれば、極力その御趣旨に沿うように今後は努力して参りたいと考えております。

養蚕農家をつくり、ひとつ新しく農民に蘭の生産意欲を増進させて、蚕糸王の活動ぶりを認識してもらつて、こういうふうな気持であれば、その間おのずから、蚕糸局の蚕糸政策は製糸家本位で、養蚕農民に対してはあまり誠意がないというふうな疑問は解消するのではないかと思う。今後養蚕農家の対してどのような気持で働きかけ、どのような気持で養蚕農家と苦楽をともにするつもりであるか、そういうふうな点について、この重大なる法案の提出のときにおいて、蚕糸局全体の気持をひとつ承つておきたいと思ふわけでありませう。

○石井委員 最後に一点だけ尋ねたい。この法案につきましても、養蚕農民の利益を考慮して、日本が重要産業において、特に海外の輸出商品においても常に国民の投機性が影響して価格のフラクチュエーションがあるというふうな問題から、価格の安定ということに着眼された意味におきまして、これは今日の日本が国際社会に出る上において、当然あるべき問題であらうと思ふわけでありませう。世界のあらゆる産業が、投機的な利潤より恒常的な安定利潤を目ざした経済に入つてくるべきではないか、当然そうであることは、この構想のもとに今回の法案が提出された。しかしながらこの点については、海外の競争あるいは国内

における今後の増産と相まちまして、いろいろと運営上におきましても波瀾が起き、あるいはまた攻撃される場合も起るうと思ふ。また本法案だけを見ましても、急所を打つのに、どういふくぎを打つてこの急所を締めるかというふうなことにつきましては、きめ手がない。これは今後の研究にまつて省令に譲るといふようなものが多い。ひとつ早急にそれらに対する省令等の腹案も構想をされて、この法律がほんとうの目的を達成できるように、万全の策を立ててもらふなければならぬ。幸いに今まで下積みにあつた蚕糸局が、ドル獲得という意味において第一線に浮び上つて、今後国際関係の需要とにらみ合せて、相当に将来に希望を持つて活躍ができる機会に遭遇したわけでありませう。局長も、日本の養蚕の中興の祖になるような気持で、ひとつその気持を大きく持つて、青柳蚕糸局長は日本の新しい養蚕方面において一つの飛躍をしたという歴史が残るような気持で、それにはまずこの法律が體頭蛇尾に終つてはいかぬ、あとにはんとうの効果が発揮できなければいかぬというふうな気持で、十分にいろいろ問題を練つて、万般間違ひなく対策を練つてもらふなければならぬ。この点を最後に希望として申し上げて、私の質問を終りたいと思ひます。

○千賀委員 午後一時半より再開することにして、暫時休憩いたします。

農林大臣に対する質疑が保留されておられますので、ただいま農林大臣に対する質疑だけをお許しいたしますが、農林大臣は三時から所用が十分でありましますから、一人に対して十分ありお許しいたしますから、その時間の範囲内で質疑を終了されたと思ひます。小林運美君。

○小林(運)委員 私は昨日以来この蘭糸価格安定法案に対する質疑をいたしておりましたが、大臣が見えなかつたので大臣に対する部分を留保しておきまして、この際大臣の御所見を承りたいと思ひまして二、三の質問を申し上げたいと思ひます。

○千賀委員 午後一時半より再開することにして、暫時休憩いたします。

午後二時一分開議
午後零時九分休憩
○千賀委員 休憩前に引続きまして、ただいまから農林委員会を開会いたします。

ときも、必要な措置を講じて蘭価の安定をしたいといふことが書いてありますが、これについて一体どのような具体的な措置をとるのか、この点だけ大臣の明快なる御答弁を求めたいのであります。

○根本國務大臣 糸価安定だけであつて蘭価の安定が具体的に示めされてないという御指摘のようでありませうが、御承知のように蘭価を安定する方法として蘭を買い取る方法もありませうが、これは技術的にも物量的にも予算的にも非常に大きな負担を増すのであります。現在糸価が安定しますれば、その糸価の安定のための最低価格の算定におきましても、一番大きな要素をなすのが蘭価であります。蘭価がその中に含まれておられますので、その点において蘭価を安定せしむるのが本法の基礎条件でございます。もう一つ大きな要素といたしまして、現在生糸に対する需要は非常に多いのであります。これに対してむしろ供給源が少いという観点からいたしまして、蘭が現在の状況においては暴落する傾向はないと見ております。しかしながらこの立法は恒久法でありますので、もしそういうようなことが起つた場合には、第十条に規定するがごとき必要な措置を講ずるのでありますが、その内容についてはそのときでなければつきり限定し得ないと思ひます。ある場合においては乾繭保管という過去にやつたものも必要であらうし、あるいはまた委託加工に対して金融措置を講じ、それに対する諸般の措置を講ずるといふふうな、時期々々においてとらるべき手段もおのずからかわつて来るだらう、そういうした諸般の措置を講じて蘭価の安定

たします。

農林大臣に対する質疑が保留されておられますので、ただいま農林大臣に対する質疑だけをお許しいたしますが、農林大臣は三時から所用が十分でありましますから、一人に対して十分ありお許しいたしますから、その時間の範囲内で質疑を終了されたと思ひます。小林運美君。

ときも、必要な措置を講じて蘭価の安定をしたいといふことが書いてありますが、これについて一体どのような具体的な措置をとるのか、この点だけ大臣の明快なる御答弁を求めたいのであります。

○根本國務大臣 糸価安定だけであつて蘭価の安定が具体的に示めされてないという御指摘のようでありませうが、御承知のように蘭価を安定する方法として蘭を買い取る方法もありませうが、これは技術的にも物量的にも予算的にも非常に大きな負担を増すのであります。現在糸価が安定しますれば、その糸価の安定のための最低価格の算定におきましても、一番大きな要素をなすのが蘭価であります。蘭価がその中に含まれておられますので、その点において蘭価を安定せしむるのが本法の基礎条件でございます。もう一つ大きな要素といたしまして、現在生糸に対する需要は非常に多いのであります。これに対してむしろ供給源が少いという観点からいたしまして、蘭が現在の状況においては暴落する傾向はないと見ております。しかしながらこの立法は恒久法でありますので、もしそういうようなことが起つた場合には、第十条に規定するがごとき必要な措置を講ずるのでありますが、その内容についてはそのときでなければつきり限定し得ないと思ひます。ある場合においては乾繭保管という過去にやつたものも必要であらうし、あるいはまた委託加工に対して金融措置を講じ、それに対する諸般の措置を講ずるといふふうな、時期々々においてとらるべき手段もおのずからかわつて来るだらう、そういうした諸般の措置を講じて蘭価の安定

たします。

農林大臣に対する質疑が保留されておられますので、ただいま農林大臣に対する質疑だけをお許しいたしますが、農林大臣は三時から所用が十分でありましますから、一人に対して十分ありお許しいたしますから、その時間の範囲内で質疑を終了されたと思ひます。小林運美君。

をはかるといふのが第十條の立法の趣旨でございます。

○小林(通)委員 大臣の前提の問題について私は少し意見が違つてゐるのです。現在生糸の四千俵程度の在荷の売れ行きがよいといふことは現在では認めます。しかしこの根本問題は一体どこから來てゐるか、今年の春以來生糸が三十万円になつた。その後いろいろの変化を経て最近の市場の在荷は少い。従つて当分繭が余ることではないといふ見通しを持つておられるようでありますが、私はそうとは思わない。最近の生糸の需要がほんとうの需要であるかどうか。あるいはアメリカの軍需産業の關係があるかもしれない。そういういろいろの情勢からいつて、大臣の言われるごとく生糸の市場といふものはそんな簡単なものではないとわれわれは信じてゐる。従つて十條の解釈も現在のところ繭にしろ寄せることにはない、繭が少くて生糸がどん／＼売れて行くといふ現状は認めますが、今大臣のお話のようにこれは恒久法なのである。蚕糸業における憲法なのです。こういうような重大な法律をきめる際には——しかもこの問題が一年先あるいは六箇月先に起るかもしれない、そういう場合には、今大臣のお話では、そういうようなことも考えられるといふことなのです。私はどうしようといふことは言わないのだけれども、将来において繭の方にし寄せするやうな重大な問題が起きて來たときに、現在では予算が三十億しかないが、また繭を買入れるにはいろいろの施設も必要だ、金も必要だ、人員も必要だといふことはわかり切つてゐる。そういう非常事態が將來起きて來ることもあ

り得ると思う。私はすぐ來月からやれとか、來年三月からやれといふことを言つてゐるのではない。將來予算等の余裕がある場合には繭も買ひ得るのだといふふうに私は解釈して行きたいのですが、根本的な考え方を大臣から承りたいと思ひます。

○根本國務大臣 第十條の必要な措置といふのは、今小林委員が御指摘になつた点ももちろんわれ／＼は含むと解釈しております。その場合に繭の買取りの方法がよいのか、あるいは乾繭保管をやらせまして、それに助成金なり金融をつけるのがよろしいか、あるいはまた委託加工させてそれに金融をつけるのがよいのか、その場合々々によりまして方法がいろいろあると存じます。そういうものを限定せず、広汎なる措置を講じ得る一つの法的基礎を規定したと解釈いたしておるのであります。

○小林(通)委員 大臣はなか／＼いい答弁をしてくれましたが、私はすべからぬこの法律をつくる以上は、恒久法なのだから將來においてこういう場合があつたらうといふふうにするといふようにしていただきたい。憲法を戦後つくつたけれども、すでに三年足らずして憲法の改正の問題が起つてゐる。しかも現在のわが国においては憲法の解釈等いろいろに行われております。国会の解散の問題とかいろいろあります。こういうふうな法律といふものは時勢によつていろいろ変化を來して來るのでありますから、こういうやうな根本の精神を盛るべき法律に対しては、先の先まで考へて、そのときには適當な措置を講ずるのだ、その場合にはこういうやうなこともあり得る

という、しつかりした責任のある大臣の答弁を私は求めたかつた。それに対していただいた大臣の答弁によりますと、そういうやうな場合には、そういうこともあり得るということを知つたことは、私は非常に満足をしたと思います。そこで十條の場合の、繭を買入れる、あるいは乾繭の保管をするとかいふことについて、現在のところはいろいろのことがあつて困難だといふ事情もよくわかつておりますので、その点は將來の問題といたしまして、ぜひ私はこういうことを実現したいという希望を持つております。

そこでひとつ考えたいことは、ただ現在の乾繭保管、あるいは繭の買入れといふやうなことがむづかしいから、もうこれはできないのだといふように言わないで——私は昨日蚕糸局長に質問いたしました、たとえば繭の保管だとか、糸製品に対する金融だとかいふやうなことも過去にはあつた、しかし現在ではもうこれだけだといふやうなことではなしに、こういうやうな問題もこれから具体的にどん／＼研究してやつて行きたい、ひとつこういう腹をもつてやつていただきたいことを申し上げておきたいと思つております。

次にもう一つの大きな問題といたしまして、現在の蚕繭処理の問題であります。きのうも蚕糸局長にこの問題をお聞きしましたが、どうも要領を得ない。現在の蚕繭処理の形態は、各業者とも困つてゐる。製糸業者も、養蚕団体も、それに關係するいろいろの人たちが、どうもこれでは困る、製糸業者の方からいへば、どうも繭の値段をつり上げられてしまふ、養蚕家の方から行けば、繭の値段をたたかれるの

だ、兩者お互いに相反したことを言つております。かような蚕繭処理の方策がはたしていいかどうかといふことを聞いた。ところがこれで満足とも言わないし、これではだめなんだとも言わない。何だかちつともはつきりしない。だがが見ても現在の蚕繭処理の方式はどうもまずい。まずければこれを改正して行かなければならぬのに、それに対する政府の意図がうかがわれな

い。そこで私は大臣に、現在の蚕繭処理の方策をどういふふうにして行くか、もし具体的な考え方があれば承りたい。なければ、今後はなるべくこういうやうな方式によつて、しつかりした蚕繭処理の形態をはかつて行きたいという意見を、ひとつはつきり承りたいのであります。

○根本國務大臣 蚕繭処理の問題は非常に議論のあるところであり、また大いに改善すべき点もあるわけであり、これは今私はつきりした腹案を持つておりません。従ひましてこの問題については、各方面の事情並びに御意見を十分に聴取いたしまして、これが改善に向つて研究を進めて参るつもりでございます。

○小林(通)委員 蚕繭処理の問題は、大臣誠意をもつてお答えになりましたので一応満足します。今後もしやうな見解に立つて十分研究して、蚕繭処理のりつばなの方策を考へて実施していただきたいのであります。

次に現在の製糸業法でございます。これは二十年ほど前につくりました法律でございます。いろいろ問題があります。たとえば最近非常に盛んになつて参りました器械座繰りの問題でありますとか、その他製糸業の免許の問題等いろいろこまかい点がござい

ます。現状をもつてどこまでもやつて行かれるかどうか。この法律はなか／＼大きな問題でありまして、今までもあまりこの問題に触れなかつた。しかし根本にはいろいろの問題が起つてゐる。これをいつまでもはおかきりして行かれるつもりであるか。根本的な考えを一応承りたいのであります。

○根本國務大臣 小林さんが御指摘の通り、これは相當古い立法でございます。現在、現在の情勢に必ずしも適応しない問題がたゞさんあります。しかしこれはたいへん広範な法律であるとともに、この關係する部面が相當多いのであります。実情に沿うように改正すべく、鋭意検討を命じておるわけでありまして、今にわかにその立法の準備ができませんので、蚕繭処理と同様に、これも十分研究を進めて、成案を決定次第改正の運びに持つて参りたいと思つております。

○千賀委員 次は足尾銅毒。足尾銅委員 農林大臣がおいでになりましたから、基本問題について、ごく簡単に二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。生糸のみならず、茶にいたしましても、あるいは輸出カン詰にいたしましても、輸出農産品に対する政府の基本的な今後の方針は、この蚕糸業対策にある程度現れておると解釈していいと思ふ。この問題は、単に蚕糸対策のみと解釈することはできない。

昭和二十四年四月に為替が再開し、また同年の十月にフロア・プライスがやめになつて、繭生糸も急激な値下げを受け、輸出農産品は非常に乱調になつて、業界の受けた打撃も大きい、従つてまた農民のこゝろむつた被害

は甚大なのであります。フロア・ブライス禁止以来調子になつて来たところの、輸出農産品に対する基本的な政府の構想はどこにあるのでありますか。この点をまず最初に尋ねたいと思います。

○根本國務大臣 お答え申し上げます。農産物の輸出の問題と関連いたしまして、国内産業の調整、農民経済の安定の観点から、養蚕業と同様に安定政策をとるべきではないか、こういう御意見のようであります。基本的にはわれわれも賛成でございます。現在問題になつております養蚕業が、一番広範な問題であり、しかもこれが一番価格の変動、その他の状況において影響を受けましたので、まずこれに着手したのでございます。お茶の方についてもいろいろ議論がありますけれども、実はお茶はそれほど大きな変動その他が現われておりませんので、お茶はこれは品質の改善、それから相手側の選別、信用状況の確立ができた場合においては、従前においてもあまり差がなかった。こういうような観点から、今のところはかくのごとき特別措置を講じなくても大体やつて行けると考えております。

またもう一つ問題になりますのは、お茶の甘み糖その他のカン詰類の問題も出て参りますが、これの原因は、市場の關係よりもむしろ品質の問題と、契約した相手方の選別が十分でなかったという点のために、キャンセルなりその他の事が起きているのであります。この点も漸次研究いたしまして、もし総合的にこういう方法を講じなければならぬという場合には考えなければならぬと思ひますが、いまだ

だちに輸出農産物について、全面的に総合的な価格安定政策をとるという考えは持つておられない次第でございます。

○足鹿委員 問題は輸出の採算が立つか立たぬかという問題から、現段階におきましては、輸出価格そのものが問題になつて来ている。今農相のおつしやいましたように、結局安定の問題なので、従つて今の状態でいきますと、経営の合理化そのものの前提が、もうすつかりぶちこわれてしまふような形になつておる。どうしても安定対策が、強く前面に押し出されて行かなければならぬと思ひます。

そこで調節の問題であります。繭糸価安定法の基本の問題についてお尋ねいたしたいと思ひますが、今の段階においては、製糸業者として生きて行く道は、結局糸価と繭の価格についてはほとんど立つて行く方途は困難ではないかと思ひます。従つてどういたしまして、いろいろな形で繭糸にしが寄つて来ることは明らかであります。そういう点について、幸い本法案が糸価安定法として原案が考えられておつたにもかかわらず、繭の一字が入つたことは一步の前進ではありますけれども、先刻も小林委員からお話がありましたが、一条においては輸出優先の考え方に立つておるが、輸出を促進し、糸価の安定をはかり、ひいて繭の安定と養蚕の経営の安定に資するといふ、第二次、第三次的に繭の問題が取上げられておるのであつて、あくまでも優先的に糸価の問題が考えられておることは明らかであります。従つて十條におきまして、必要な措

置をとる云々ということのみでありまして、この法案から直接繭糸安定政策の具体的なものを知ることができないことを非常に遺憾に思ひます。その点につきまして、結局政府の養蚕業政策についての経営の合理化について、基本的な考え方はどういふ考へ方か。私どもをして言わしめますならば、販売価格、供給量というものが計画されて、そこに一つの糸価の安定がなされて行くのではないかと。その上ただ単にこちらの方で、三十億の予算でこの買上げ制度をやつてみても、基本的な販売価格の問題と供給量の計画が並行して行かない限り、買手筋の外国人商社、その他諸外国の方では、そう簡単に、われわれが希望するようには出て来ないのではないかと。思ひます。

その点について、基本的にはどういふふうにお考えになつておるのでしょうか。今私どもはこの法案から受ける印象は、生糸価格マイン加工費イコール繭糸、こういう印象を受けるのであります。従つて繭の生産費に大きなしわが寄つて来ることは、養蚕農民がひとしく憂へておることはあります。でありますから十月十五日の農民代表者会議にも、自然發生的にこの糸価安定法案に対する反対の意見すら出ておるのではありません。この点について、基本的などうお考えになつておるか。農林大臣の明確な御所見を承つておきたいと思ひます。

○根本國務大臣 お答え申し上げます。繭糸を安定することを通じて繭糸を安定するということであるから、第二次的に考えられておる、かような御指摘であります。て、これは先ほどの小林さんと同様の質問でございます。現在われわれの考へておることは、糸価を安定せしむるということが、特に海外における生糸に対する需要を増進して来る、この考へておるのであります。従いまして、需要が強気になつて参りますと、それだけ糸価も安定しつゝ漸次上る。従つてこの糸価の中に一番大きな要素として含まれるのは繭糸でございます。ところが足鹿さんは繭糸に対して、その中から加工費を引いたものに押つけられるから、不利になつた場合は繭糸にさや寄せられ、有利になつたときには頭をはねられるじやないか、こういう御心配のようでありまして、これは需要供給の關係で価格が成立するものでありますので、もし非常に有利になるということになりますれば、製糸業者はできるだけ多くの繭を買取りまして、加工してこれを売出すとしましから、その点においてはむしろ売手相場になるではないか。従つてその点においては繭の価格が相当高くなつて来て、競争して製糸業者が買うということ、競争してさや寄せはあまりできないと思ひます。非常に低落したような場合には、直接繭糸に響くよりも、やはり生糸それ自身にこれがしわ寄せをするわけですから、その点がささえるものがなかつたために、今度は翌年に非常に影響を及ぼされまして、繭糸が不安定だといふので養蚕しなくなる。これに應じまして価格が下るときに、最低価格で糸価を押えておきますから、農民は常に最低価格で買取り取られるもので、間接的に保証されておるといふので、安心して生産が続けられる。こういうような關係からいたしまして

て、われわれは現状においては、この繭糸安定法をもつて現在農民が要望しておる程度まではこれを満たすことができる、かように考えております。なおもう一つ基本的な問題といたしまして、足鹿さんが御指摘になりましたのは、養蚕の合理化、さらに計画的な生産、さらにはそれに引続いて供給者として繭糸決定に対する発言権を持たせなければならぬということでございます。私はまづたく賛成でございます。この意味におきまして来年度予算におきまして、養蚕の合理化のために諸般の経費を組んで、目下大蔵省と折衝中でありまして、なお一面におきましては、これはどういふものか協同組合——養蚕組合というものがございまして、これと似たもので、全国的な一つの養蚕団体の統一な組織強化が必要であると思ひます。この意味におきましては農林漁業組合再建整備法におきましては農林漁業組合再建整備法において、一面におきましては、技術の改善あるいは経営の合理化の線におきまして、先般以来御要請がございました。漸次足鹿さんの言われる線に近づけて参りたい、かように考えておる次第であります。

○足鹿委員 いろ／＼御丁寧な御答弁をいただいたのであります。農林大臣がお考えになつておることは、理論論のようでありまして、生産量の十分の一、輸出量の四分の一に足らないところの三十億をもつてする調整数量で、はたして最低価格がはんとし維持できるかどうかというところは、私どもは疑いなきを得ない。しかし政府が現在予算を三十億と算定されたところの基

礎を考えてみますと、単価は十四万五千円としてやっております。ところが現実に農林省統計調査部から出したところの本年春蚕の生産費計算千七百六十八円から行きますと、二十三方幾らという価格になる。そういうしますと三十億円でつて調節をするところの政府の買上げ数量というものはきわめて少なくなつて来ます。従つて農林大臣の構想しておいでになるようなことは、抽象論過ぎるのであつて、實際的には、ほんとうに影響のある施策は困難ではないかと思つております。従つてもしこの三十億円くらいで十分であるというような場合はどうされますか。この点について農林大臣から確たる御所見をこの際承つておきたいと思つております。

それからただいまは、農業協同組合の面において、養蚕関係の事務を統一して行くことに政府は意を注いで行くという御趣旨であります。この点について御意見を伺ふが、現在の養蚕組合の実際を見ますと、その販売方法について見ても、農家は現物を先へ製糸業者に供出してしまつて、あとで価格を決定してもらうのであります。従つて太い方を製糸業者がつかまえてしまつておりますから、泣く／＼ある程度の価値協定に応じて行かなければならぬという実情があるのであります。しかもそれらの実態に対して、販売方法の改善ということが十分なされておらない。すなわちその販売方法の改善の基礎をなすものは、価値の合理的な決定の基礎をどこに置くかということである。すなわち……

○千賀委員長 足鹿君、お約束の時間が経過しております。

○足鹿委員 もう少しだけ……。価値をきめて、それに加工賃をプラスして大体の日本におけるところの価値の想定を立て、その線に沿つて一つの計画の増産をはかつて、世界市場に對して、日本の生糸である程度指導的な立場に立つて行くことは必ずしも不可能ではないのであります。つまり日本がその指導的な立場にあるのでありますから、いわゆる生産者価格を押えて行くという考えではなくて、価値の生産費を基礎にして一つの合理的な取引が行われ、その取引の仲介なり、適正取引に協力者として農業協同組合がこれに参加して行くためには、どうしても養蚕協同組合について協同組合が自主的な統制権を持つて絶対量を確保してこそ、初めて正しい生産費の保証がされると思つております。そういう具体的な施策を持たずして、ただ単に協同組合を育成強化するというだけでは、御構想はいつころでありますけれども、できないのであります。私は今までの価値の決定方式等を見まして、その感を深くしておるのであります。価値の決定の基本方針についての農相のお考え、それを根本とするところの取引の基本的な改善については、どのようにお考えになつておりますか、その点をお尋ねいたしたいのであります。

それと来年度予算には相当の経費を計上せんとして、今世紀かく折衝中であるという御言明がありました。その養蚕業振興の基本的な方針の重点は、一体どこにあるのでありますか。その点も時間があまりありませんので、あわせてお尋ねを申し上げ、私の質問を打切つておきたいと思ひます。

○根本國務大臣 足鹿さんはいろいろと御意見をまじえての質問でございませう。簡潔にお答え申し上げます。

先ず第一は、三十億の予算では価値の安定をはかることができないじやないかという御議論のようでございませう。過去におきましては価値協定の安定は、通常生糸生産量の〇・三箇月分あるいは〇・二箇月分の買入れをすれば、大体できておつた、こういう実績がありますので、大体それを基準として算定した予算でございませう。しかしこれは御指摘のように、買入れ価格の変化によつていろいろと御議論がかわれるところでありまして、現在ではこれで大体行けると思つております。

その次に、もし三十億の予算でどうしても間に合はなくなつた場合はどうするかということでございますが、それは常にあることでありますから、どうしても必要なときは、予算を補正して、その目的を達成するために、考えなければならぬということもあるものでございませう。

その次に、価格決定に対して価値の生産費を基礎として考えるべきだという御議論であります。これは今度の審議会においていろいろ御議論になるだらうと思ひます。今からあらかじめ何を基礎としてやるということはおし上げられぬのであります。基本的には、完全に生糸を統制して政府が専売するとかなんとかいう場合、あるいは国家管理によつて輸出するといふ場合には、相当問題になるだらうと思ひます。けれども、原則としては自由市場における価値の安定措置であります。そういういたしますればおのずから足鹿さんの考える点と異なつた点において考えられてさしつかえないじやないかと考へております。

それからもう一つ、養蚕の合理化のために何を今後やろうとするのか、その重点をお尋ねであります。これはやはり一番根本になるものは、戦時中に非常に荒廃した桑園をできるだけ早く復活してやるということが、一つの基本條件だと存じます。これに対する助成その他のことを考へております。それからまた優良種苗の奨励を考へております。それから次に問題になりますのは、せつかく桑園その他をつくりやりましたも、結局資金の問題だと存じます。資金関係がなか／＼梗塞しておるので、進展しておりませんが、農林漁業融資特別会計における融資を来年度からはわくを少し広げて、これを裏づけしてあげたいと存じます。なおそのほか農林中金における融資あつせん等諸般の措置を講じて参りました。それからもう一つは養蚕における災害共済の関係もあるかと存じます。そうした問題を総合して参りたいと存じます。詳しいことにつきましては、必要に応じて養蚕局長から回答いたします。

○千賀委員長 次に竹村君。

○竹村委員 この法案は養蚕協同組合法案といふ意味で出て参つたのであります。これがこれが出される前の新聞等いろいろ／＼伝えられた状態から見ますと、これは価値協定法案として出される御予定のようには思ひました。先ほどいろいろ／＼各委員の質問にもあつたように、価値にいろいろ／＼お寄せが起るといふ懸念が強いので、何とか一応養蚕農家の納得の行くような形をつくりたいという考えから、とつてつけたやうな養蚕協同組合法案となつたやうな感じを、本法案を見ていると受けるんですが、こゝでまずこの法案を出された基本的な考え方を大臣に伺つておきたいのであります。これはたとへば世界の絹業会議等において日本の価値協定を希望するといふいろいろ／＼な勧告が行われた。その上に立つてこの法案を提出される考え方を持たれたかどうか、この点を伺つておきたい。

○根本國務大臣 お答え申し上げます。第一点の問題については、先ほど小林さん並びに足鹿さんに答弁した通りでございます。

第二点の問題については、これは絹業会議によつて勧告されたからやつたのではなく、すでに数年前から農林委員会あるいは経済安定委員会等から要請されたのであります。この点は向うの勧告によつてできたのではなく、これは従来から要請され、本院において決議もございました。ただその当時においては予算措置がでかいたので非常に難航を重ねておつたのであります。が、今回予算措置ができましたので、この予算と同時に提案いたしました次第であります。

○竹村委員 もちろん本委員会等におけるいろいろ／＼な決議等を通じて、数年前からの構想によつて予算的措置が現在できたからこういう法案を出された。そうしますと少くともこの法案によつて生ずる利益というものが、この法案に一応概括的に規定されているように、いわゆる養蚕家並びに製糸家ともどもに利益をはかるということが私は基準になつて来るのではないかと存じます。しからばその養蚕家の価値に対する価格にしても、先ほどいろいろ／＼問

題がありましたが、これは今日の状態のもとにおいては、生産費を償う価格、しかも現在の資本主義社会におきましては生産費を償うだけではなしに、一つの利潤を見た拡大再生産の価格というものによつて割出されなければならぬ。またたとえ製糸事業にいたしましても、今日の事業として成立つ価格によつて輸出をしなければならぬ。これが基本であると私は思うのであります。そういう基本の上に立つて海外に輸出をいたしまして、この輸出をする価格が、たとえば世界絹業会議等で問題になつております向うで買おうとする価格との間、つまりここには相当の開きがあつて、大きな問題になると思つてあります。これに對して現在三十億をこの予算に組んでいふと言われますけれども、しかしこれだけで向うが買おうとする価格と、こちらの国内の養蚕家あるいは製糸家等が採算に合うような価格で輸出する価格との調節が、私はこのままにいて十分と心得るかどうかというところに疑問を持つてございますけれども、農林大臣はこの点についてどういふような確信と方針を持つておられるか、お伺いしたいと思います。

○根本國務大臣 これも先ほどお答えした通りでございますが、これは買手側としては、できるだけ安く買いたいというふうな立場で進んで来るのは当然だと思つて、日本側としては、できるだけ製糸業者もあるいは養蚕家も成立つという方針をもつて進むのであります。具体的な価格の問題は、国際市場における需要供給の關係とその取引の方法でござらうと思つております。

○竹村委員 もう一点伺つておきたい

のございます。世界絹業会議で一応日本に指示されたのか、希望されたのか、その点は詳しくわかりませんが、たとえばそのときには三ドル八十セツトという価格を指示されているわけでございますが、これは日本の強い希望であるのか、あるいはこれ以上では買わないのか。たとえばこの勧告価格といふものはどういふ性質を持つのか、ある程度の強制力を持つのか、その点を承つておきたい。

○根本國務大臣 あれは何ら強制力を持つものとは考えておりません。希望の意見としてあつた数字が出たものとわれ／＼は解釈しております。

○竹村委員 それでは私伺つておきたいのでございますが、現在日本の置かれていふ国際的な状態——現在日本がまだはつきりと独立してないといふ観点でお答えになればそれまででございますけれども、しかし実際にいふところの平和条約ができていまして、おそろく日米経済協力その他によつて、日本の経済面に対しましては相当強力な指示といふものがあつて、これ以外に日本が独自に行動するといふことは、日本の立場から言つて、また現在の政府のやり方から見ましては得ないのじやないか。そういう場合に、向うで勧告された指示価格というふうなものをはねのけて、独自に進むだけの自信は、おそろく現在の政府にはないと思つて思ふのであります。もしそれが確実であるといふような見通しでおられるのか。その点をもう一度伺つておきたい。

○根本國務大臣 お答え申し上げても、現在まで完全な占領下にありましても、需給の關係から非常に暴騰した

こともある事実から見れば、これは原則として世界市場における需要供給の關係によつてきまるのであります。で、世界絹業会議におけるところの、あれは単なる希望意見として聞いてさしつかえないとわれ／＼は考えております。

○八木委員 私は根本農林大臣にお伺いしたい点を二つ持つて特に出席をお待ちしたわけであります。その一つは、国内産業として重要な養蚕業の政策に対する政府の方針であります。その二つは、国際的な世界的な視野に参つたこの養蚕業の将来に対する政府の御方針、この二点であります。

第一点の、国内産業としての養蚕業の重要性については、いまさらここに申し上げるまでもなく、零細な日本農村振興の上には、畜産とともに養蚕を輸入しなければやつて行かれない宿命の事業に置かれておるといふ特性が、世界の産額の七割も八割も占めるまでに発達して参つた事情であると思ふのであります。これが戦争のため、養蚕業に必要欠くべからざる桑園を小作零細農家の経営の中から転換を強要した。終戦以来だん／＼食糧事情がかわつて来るにつれて、農家自身としても、この養蚕を取入れた農業経営に移つて来たといふ事実。また工業面から見ますと、大資本の製糸が経営しておるといふことが、中小零細工業、家族工業の少し発達した程度の方々が何百というこまかな工場にわかれて仕事をしておる。ここにもまた宿命のともいふ養蚕業に深い結びつきを持ちまして、困難なる経営の中に養蚕業の復興に努力を払つておる。

原料は必要量の半分もできていないけれども、なおかつ無理をしてこの経営を続けておるといふ事実。商業面の輸出に關しましては、戦時中の貿易の間に通して、輸出第一船を生糸で送り出してから、困難なる事情はありますが、長い間の経験に徴しまして、順次輸出大宗の地位をとりもどそうといふ意欲、私はこれらの涙ぐましい事実を見合はせると、日本の民族産業として重要なものはやはり養蚕である。こういうことを痛感して参つております。ただ、この産業の復興発展のためには重点的な施策、政策は何であるかといふことをつづさにわが自由党政務調査会等の調査機構を通じて調べてみますと、養蚕業の将来が、人類に流行の二字がある限りその魅力は失われぬ。また日本の持つ特異な立地条件がある限り、世界七十五民族国家の中に処しても、やはり国際分業として日本が最適當である。こういう自信を深めまして、何としてもこれは復興しなければならぬのだという結論に到達し、その具体的な手段として、ここにやうやく立法化され、予算化されて参つたこの養蚕業安定問題であるといふふうに感じまして、この意味が非常に深いといふことを私自身はまず申し上げて、これに臨む政府の態度としては、国内問題は生産増強に沿うての安定政策でなければならぬと思ふのであります。したが、根本農林大臣は就任早々、農政は価格政策だけではいけない。価格政策のみにおいて、万全を期するわけには行かない。日本農村の実情を認め、価格政策に關しては、農産物の最低価格を何とかして支持するといふことから、これによつて最低価格、てこ

入れ価格、支持価格という措置をとつて参り、その及ばない点は資金的に、農林漁業資金とか、あるいは災害の復旧とか、あるいは課税の問題だとか、諸般の保護助長の政策を、あたにかい手をさしのべて行くのだ、こういうことを就任早々言われた。そういう大方針に沿うて養蚕の国内問題についてはつきりしていただきたいのは、この法律によつて最低価格は、合理的な生産を続けるための最低生産費は保証をいたして、及ばないところははいわゆる保護助長の政策をもつて増産を期し、養蚕の置かれた将来に約束づけたといふ方針で臨まれることと信じておるわけであります。そうしますと、最低価格支持に關する期待は、この法律によつて全きが期せられるかどうかといふ点を一、またそれとらへらとなりまする保護助長の政策について、何を考へておるかといふ点を明らかにしてもらいたい。

以上の二点をお伺いしたいと思つて

○根本國務大臣 八木さんの言われた点は私がしば／＼申し上げた通り、政府の方針でございます。なお具体的にこの予算並びにこの立法で養蚕家並びに製糸家、さらには貿易業者に対して安定を期することができるといふことではあります。われわれは先ほどいふ／＼御説明申し上げた理由によりまして、おおむねこの予算措置と立法でなし得ると存じます。なお基本的な問題といたしまして、現在日本の農村におきまして養蚕業の必要性、さらにはまた大いに増産しなければならぬといふ点についてはまったく同意見であります。これが基本政策に

ついても先ほど足鹿さんの質問に関連して申し上げました通り、まず一番大事なことは、繭の増産の基本的条件は、やはり桑の増産でございます。桑の増産のために桑苗の育成並びにそれらの諸般の情勢を勘案いたし、さらにはまた経営の合理化にあたりましては、ぜひとも資金的な裏づけがなければなりませんので、資金計画についても農林漁業融資特別会計、あるいは農林中金による資金のあつせん等も考えている次第であります。

○千賀委員長 八木君、簡単に願います。

○八木委員 国際問題についてはわれわれは国際小麦協定に参加をいたして、国際経済の中に日本経済、日本農業の重要なスタートを切り出したわけでありまして、これは農民の立場に立ちますと、麦、かんしよをつくつていて畑を経営して行くことが適切であるか、ここに桑を植えて、養蚕をして繭を糸とし、外貨をとることが適切であるかというところに眼をつけるのであります。そこで輸入をする小麦について国際協定に参加し、国連の経済部の活躍にまで期待を寄せております。われわれとしては、輸出について生糸のよきな国際商品の七割も、八割も占めてゐる。われ／＼から見ると、これもまた国際協定の線にまで将来発展をさせて取上げて行く性格が当然のように思う。そうなりますと、国際協定価格に基いて一定の数量は一定価格をもつて国際間の取引の対象となる。それが小麦について考え得られると同様に、輸出する生糸について考えられまして、適地適作、立地条件に合った宿命の産業として養蚕業の根を深くおろす

ことができるというように私は考えている。こういう考え方に關しまして、日本の農業も小麦協定をスタートとして切り出したこの際、生糸に關してもひとつ考えてみようというお考えはお持たせがないかどうか、検討してみたいと思ふ。あるいは、これをひとつ伺ひまして私の質問は終ります。

○根本國務大臣 生糸に關して国際的な一つの機関ができるべきであり、それに参加すべきではないかという御意見のようでありまして、現在まだその段階まで達しておられないようでありまして、しかし漸次どういうような国際的な関係機関ができるのではなからうかと存じます。その際はわれ／＼も参加すべきであります。しかしその場合において、やはりわれ／＼は小麦協定における場合と違つた立場における発言権を持つことと存じます。なぜなれば、御指摘のように日本の養蚕業、従つて生糸が圧倒的優位を占めてゐる關係上、われ／＼が大なる発言権を持ち、また発言権を十分に伸ばし得る機権にわれ／＼は導くべきである、かように考えております。

○千賀委員長 次は石井繁丸君。

○石井委員 今までの／＼お話がありました。この問題について本法案に対する各方面の意見は、この法律が的確に最低価格、最高価格が維持されていけば、それで十分である、こういうことについては、これは共產党から自由党、各党異論がなからうと思ひます。この点についてはほとんど異論はない。問題は、農林大臣以下農林当局並びに現政府が、ほんとうにこの法律をこしらえて、この法律を十分に活用できるかどうか、あるいはまた活用する

熱意があるかどうかという点にかかつておもうのであります。今までの各方面の意見を聞いてみますと、どうも農林省においては、三十億円の予算をとつた、そこでこの法律をつつてというくらい軽い考えではないか。ほんとうにこの法律を活用するといふほどの熱意がないのではないか。こういう点が各方面において、この法案に対する深刻なる危惧を抱いておる根本原因であると思ふ。そこでこの法律を實際実行してあくまでやり抜くためには、政府においても将来海外に対する日本の生糸輸出について／＼と努力、宣伝をするという場面に現われて来る、そういうようなことがこの裏づけをなすものでありまして、先ほども蚕糸局長にお尋ねしたのであります。アメリカとかあるいはフランスという生糸の大きな需要地に対しましては、今後大使館に対して、蚕糸方面のいろ／＼な経験者を、参事官あるいはそういういろ／＼な要職につけて常に努力させる。糸の販売あるいは絹製品の販売についての努力を怠らな

○根本國務大臣 ただいま御指摘のようには、この繭糸協定の方策は、同時に海外における販路の確保、さらにはその拡大ということがひとつの裏づけとしてなされなければならない、こういうお考えもことに同感でございます。従ひまして今後日本が完全に独立の後、各国に大使館等の外交機関が設置される場合、主たる需要国について、その構成員の中に蚕糸関係の要員を置くべきである、この意見については同感でございます。従ひまして外務大臣に対しまして、この問題とは若干離れますけれども、食糧関係の方面と、さらに蚕糸関係についてはぜひともその要員を確保することを要望しておる次第でございます。

○石井委員 これは前に質問があつたかもしれませんが、今予算が三十億組まれました、大体当局の意見によると、十四万五千円で二万俵買ふという方針のようでありまして、いろ／＼と質問いたしますと、最低価格はこの十四万五千円よりは相当に高まつてきめられるように思ふのであります。そこでわれ／＼は先ほどの質問におきまして、農産物としては、非常に手早く金とれるところの繭に越したものはないとこの立場において、今後農林省の五箇年計画は、あるいは予定以上に進捗するであろうと考えるわけでありまして、三十五万俵からあるいは四十万俵くらい繭ができるようになる。ただ、今のようには販路拡張に大いに努力を払ふ、かような場合において最低価格が維持されてゐるということにつきましては、相当の裏づけが常になければならない。こういうことがなければ、桑を植えるあるいはその他の

農家施設、かごとをつくりまして、五年や六年使わなければむだになつてしまふ。いろ／＼と養蚕具を買ひまして、もみんなむだになつてしまふ。そこでこういうふうな養蚕業が相当に五箇年計画のわくを越えて発達をいたした場合には、その法律を十分に責任をもつて維持して行く氣構えがなくてはならないと思ふ。これはある意味において、自由党の農林大臣あるいは何党の大臣といわず、農林省において、それを今後一貫して堅持するという根本精神が確立されなければならないと思ふのであります。養蚕が発達した場合には、最低価格はあくまで維持をいたして、最低価格はあくまで維持をする、こういう決心等につきまして御意見を承つておきたいと思ふわけであり

○根本國務大臣 ただいま御指摘の通り、われ／＼もその方針をもつてこの立法をいたし、また今後の運営に當りたいと存じます。

○石井委員 次に最高価格であります。最高価格は御承知の通りに一部の投機家によつてあやつられておる。事実と伴わないのに糸の値が上つて来る。数名の取引所における相場師によつてあやつられる。値が上つたらそれでいい、農民も喜ぶのじやないか、こういう安易な氣持であつてはいけません。上げられることについて、物価統制令等がもし撤廃されたような場合に、どういふ処置を講じて国際的の秩序に伴わないところの価格の暴騰等を処理するか。もう一点は、この法律案は繭糸協定といつても、糸協定だけで繭の方

については何らの対策が講ぜられていない、これでは農民をあざむくものである、こういう御意見が多いのであります、この御意見についても万全の考えを持つて、もし農民の乾鰯等に対するところの要求があつた場合においては、乾鰯倉庫あるいはその他をいろいろと整備して、森農林大臣のさつまいもの倉庫のようなことでなく、キヌアリングで大体自由党の倉庫政策はいろいろと非難を受けましたが、かようなから念仏ではなく、ほんとうに建設的な対策で農民の期待に沿うような御意思があるかどうか。この二点についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○根本国務大臣 第一点の、物価統制令が廃止された場合においてはどうかという点でございますが、現行は物価統制令がありまゝで、それを基本として考えております。廃止される状況になりましたらそのときに措置を講じたいと思ひます。

第二点の質問は、いわゆるこの立法は糸価安定が主体であつて、繭価の安定策が非常副次的である。従つてこの点について明確を欠いておるという点とでありましたが、この問題については、先ほど数名の議員の方々の質問に答へた通りでありまして、第十條の運用にあたりましては、その事態が起つた都度において具体的な方策が違ふと思ひます。そういう問題については、十分にその事態に適合する措置を講ずる、その方策についての基礎をここに置いたでございます。その点は十分われわれは責任を持つて実施したいと考えておる次第であります。

○千賀委員長 農林大臣の約束の時間が参つておりますので、大臣に対する質疑はこれをもつて終了いたしました。続いて蚕糸当局に対する質疑を継続いたします。足鹿委員。

○足鹿委員 蚕糸局長にお尋ねをいたします。先刻農林大臣にお尋ねをいたしましたのでありますが、農林大臣に対する質疑がきかれて短時間であります。意見を尽しておきません。このような重大な法案を、所管大臣に十分と時間を制限して審議をするということは、ことに不満であります。委員がさういふおとりはからい強引になされるので、蚕糸局長においてある程度かわつて御答弁を願ひ、できない問題がありましてならば、あらためて農林大臣の御出席を煩わして問題を明らかにして、今度の法案の審議に支障なきようおとりはからい願ひたいと思ひます。委員長において適当に御処置をされることをまずお願い申し上げて質疑に入りたと思ひます。

先刻農林大臣に對しまして、一般的な基本問題についてお尋ねをいたしましたのでありますが、これに関連して蚕糸局長の御所見を承りたいことは、日本における蚕糸業の現段階は、まず安定を中心として行かなければならぬということについては、農林大臣の御所見があり、それについてはいろいろの基本的策は一応説明されたのであります。しかし当面の問題として、いわゆる安定という合理化の目標と、その条件というものは一体何だということについて、蚕糸当局は具体的にどういふふうにお考えになつておられるのか。たとえれば、いわゆる安定した価格というものを一体どこに置いてお考えになつてお

るか。またその安定価格は、ある一つの取引数量というものを背景として、裏づけとして考えられるのであるか。日本におけるところの蚕繭量、ひいては蚕糸業そのものの数量というものは、一体どこに根拠を置いてその立案の基礎にしておいでになるのであるかという点について伺ひたいと思ひます。

○青柳政府委員 安定した価格、こう申しまするが、価格自身の形成の一番大きな問題は、需給の問題だと思ひます。生産者側で、これならコストが合うという問題が供給力として現われまゝです。また需要者側から見ますれば、これなら消費し切れるという面が必要面に現われて参ると思ひます。その合致した面が安定して参るのが真の安定であると思ひます。法案の趣旨に述べておられますところの、輸出の増進と国内蚕糸業の経営の安定だといふ面は、その面をうたつておる次第でございます。

それから現段階におきまして、数量はどのくらいかという点でございます。この問題は例の五箇年計画の際に御説明申し上げましたように、今後五年後におきまして大体どのくらいかと申しますと、約三十万俵という計画を立てておられますが、この程度から

いのが一応適当なものじゃないか、また需要側でも、これに對してこの程度であればさしつかえないというようなことを言つておる面から見ましても、大体この五箇年計画くらいのものが適當ではないか、こう思つております。

○足鹿委員 大体その数量については三十万俵で、安定価格については審議会等で検討して考えたい、製糸業者も納得し、養蚕業者も理解するようにしたいというのですが、その通りであります。しかし現実の問題といたしましては、安定の基礎は、やはりこの繭価の安定に出発した考え方ではないかと思ひます。その点について、午前中に石井委員は、米価のバリエーションをお考え方についても明瞭な御答弁がなかつたやうであります。先刻農林大臣は、自由経済下に置くのであるから、価格については需要供給にまかさればよい、それが原則だとお話になつてゐる。しかしながらこの繭糸価格安定法案の精神はさういふところにはない。ある一つの安定した価格を目標にして、繭糸価格安定法の立法の基本がそこにおいてある以上、安定価格に對するところの、当局の一つの基本的な信念なしにかような法案の立法に當られることは、少し不見識ではないかと思ひます。たとえば法案の末尾にありますが、この第十四條及び第十五條によりまして、農林大臣の諮問機関として審議会を設置されることになつてゐる。ところがその農林大臣が任命するところの委員の構成を見ますと、関係行政の職員及び蚕糸業に関する学識経

験者の中から農林大臣が任命することになつてゐる。民間の業者代表も、あるいは眞の農民代表も、あるいはその他の利害関係者というやうなものも入れずして、関係行政の職員、蚕糸業に関する学識経験者のみをもつてして、安定の基礎であるところの価格問題が解決できるかどうか、私どもは疑念を得ない。米価審議会の今までの経緯について考えてみましても、このやうなことでほんとうにこの安定価格を生み出せるかどうか。私どもは、自由経済下にあつても、日本の蚕糸業者が後進々として発達しない、製糸業者が求めるだけの蚕繭量がどうしても生産できないというのには、基本的にその価格に對する保証がないからであると思ひます。従つて私どもは、この繭糸価格安定法に期待することは、糸価の安定よりもまず繭価の安定を優先すべきであるという見解に立つて、問題を解決して行かなければならぬという所信に立つておるものであります。この点について、くどくど申すからあまり申し上げませんが、この第十四條、第十五條は、価格形成の問題と重要な関係がありますので、この関係行政の職員あるいは蚕糸業に関する学識経験のある者以外には、民間業者も入れないのか、あるいは農民代表も入れないのか、農林関係の学識経験者も入れないのか、一体どういふ御所見であるか、ただ価格形成について具体的に現われておるのはいくらだけありますから、この点について、まず明確にしたいと思ひます。

○青柳政府委員 学識経験者これに對してあります。われわれの想定は、主として蚕糸

○足庵委員 さような程度では、おそらくこの審議會については養蚕農民は納得しないと思う。その点につきましては、私も、もつと当局はよくお考えになり、真剣に蘆花価格安定法の名にふさわしいような審議會の構成について御考慮される必要があると思う。これは意見でありますから多くは申し上げませんが、重大な見解の相違であることを明らかにしておきます。

そこでまた価格形成の問題に入りたいと思いますが、先般の農業復興會議主催の全国農民代表者大会は、御存じのように蘭の制低価格について、糸価制低値中に占める原料蘭の割合を七七・二とするよう要求しております。この考え方に対して当局としてどういうふうにお考えになつておりますか。統計の示すところによりますと、糸価に対するところの蘭価の比率は、大体五三・%から六八・%程度を上下しておるように私どもは見る事ができるのであります。この基本的な考え方についてはどういふふうにお考えになつておりますか伺いたい。

○青柳政府委員　蘭価と糸価との関係でありますが、従来の自由経済のときの比率を考えますと、最高が八割五分、最低が六割二分ばかりになっております。これは実は昨日御要求がありまして、われ／＼の方で調査したものでありますので、お配りする予定で持つて参つた次第であります。これをごら

まして幾らの比率が贖について至当かというような、つまり価格に触れて参るというようなことになりますと、やはり流通統制までもやつて行かなければならないということで、われ／＼としては、現在はそういうことを避けたと考へておる次第であります。

○足庵委員 どうも立法の趣旨と局長の御答弁とは、必ずしも合致しておらず、ぬ点があるのではないかと私どもは思う。適正価格に対する相当の牽制力を持たない法案というものが、どの程度まで効果があるか。これは言わずともわかったことだと思っております。

ただ統制経済であらうと、自由経済であらうと同様だろうと私は思うのであります。が、一体養蚕農家の再生産を保障するところの生産費というものを基本に置いてお考えになつて行くという考え方があるならば、それを立法措置においてどう固めて行くか、また付帯的ないろいろの施策の上に、どう固めて行くかということが中心にならなければならぬと私は思う。しかし価格政策だけでは問題は解決できないから、そこに一連のあるいは金融措置とか、あるいは国家の財政投資とかいふ点においてカバーされるのであらうと想うのであります。私は価格政策一本やりでもつてすべてを解決しようというのではありません。その点では私ど

それから先刻農林大臣にもお尋ね申し上げましたが、これは生産費との関連もございしますが、繭及び生糸の生産費を基礎として算出したところの生糸十六貫に、農林省の発表によりますと千七百八十七円ということになつておる。の場合に生糸十六貫に含まれて

おるところの加工費は五万四千四百三十二円ということにわれ／＼は聞いておるが、いわゆる加工費の最高最低はどういう数字になっておりますか。この五万四千四百三十二円という加工費を優先的に確保して行く場合には、そこに非常に大きな変動が起きて来ると思

う。最高と最低とでは七万円から三万円ぐらゐるように私どもは聞いておる。そういつた場合にわが国製糸業の合理化について、当局は一体どういう施策を持つておられるのであるか、加工賃優先の考え方を持つておられるようでありますが、その加工賃は全然合理化には手をつけておられぬのでありますか。いわゆる生産費を決定して行く上の重要な一つの要素でありますところの加工賃についての考え方は一体どういふふうでありますか、お伺いたしたい。

○青柳政府委員　加工賃の合理化の面には政府はどんな施策を行つておるかというお尋ねでございますが、その面につきましましては昨日もお話ししましたよ

布図でこういう形において現在製作の加工賃が形成されております。

○足鹿委員 どうもはつきり聞き取れないのでありますが、あとでまたよく伺いすることにいたします。これは先刻もお尋ねしたのでありますが、三十億の予算の範囲において二万俵程度

の生糸の操作をやつて期待が持てるか
という点について、農林大臣もはつ
きり期待は持てるということはおつし
やらなかつた。事務当局としてもおそ
らくそうであらうと思いますが、ほん
とくに蘭糸師を安定して行くための理
想的な予算というものは、一体どこに

の、ほんとうに市況を左右し得る予算ゆる年産の十分の一程度で輸出量の四分の一度を操作するということで、糸価にしろどの程度の牽制ができるかということとは、業界そのものもたよりなく考えておるようにわれ／＼も伝え聞くところ。その程度の法案でも、先にかくこの法案は通しておく、先は何とかする、あるいはなきにまざるというきわめて消極的な考え方も一部にあるようでありますけれども、そのような考え方で、今直面しておるところの蚕糸業の振興の再出発点にするというようなことでは、いささか私どもたよりないと思わざるを得ません。そこで事務当局が考えておられますところの、ほんとうに市況を左右し得る予算

いますけれども、実際問題としてやつて行けないのではないかということが大体常識化されておるわけであります。しかしこれ以上は問答になりますから申し上げることを差控えたいと思っておりますが、要するに私どもとしては第

一条及び第十条、第十四条、第十五条が、この法案に冠せられたところの職糸価格安定法の名にふさわしくない内容であるということを言いたいのであります。これについて事務当局としては三十億でもやれる、この法案でもやれるという手放しの樂觀論であるようである。これは事實ではない。

蚕農民のほんとうの声としては、大部分の農民は必ずしもこの案に対しては賛意を表しておられない。一体そういうものにはおかむりをして、やつて行かれると言うことは、私は少し考え方が甘いのではないかと思います。

そこで第一条について特別にお伺いしておきたいと思いますが、第一条は生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定という考え方に立つておられますが、まず養蚕業の発展を優先的に考え、その結果をして製糸業の安定があり、ひいて輸出の増進が期せられるという考え方に立つた特別な措置を何かお考えになる意思はないかどうか、今提案されたものをすくに改正するということ

はなからうと思ひますが、聞くところによると、不満足であるけれども、もかくにもこれを通すのだというところである。それは近き将来において修正を要するおそれがあるかのごとく受取れるのでありますが、事務的な御所見でも一つですが、当局は近き将来において第一の考え方に對して修正を加えて行くお考えがあるかどうか。

それから第十條は、備蓄維持のための特別措置について、備蓄を買い取らない、その理由として保管が困難であるとか物理的にも困難であるとか、いろいろの理由があげられておりますけれども、全国の養蚕農民は備蓄の安定の立場から乾繭の政府買上げを要望しておる。この点については融資あるいは委託製糸一点張りで、法の改正また特別な措置は全然考へて行かないのであるというふうな受取つてよろしいかどうか、この点は重要な点でありますから、はつきりと御所見を承つておきたい。以上であります。

○青柳政府委員 第一條の変更の問題でございますが、われ／＼としては、現状においては何らそういう変更の余地はない。これで行けるのじやないか、これで行くべきじやないかと考えております。

第十條の問題は、先ほど大臣が御答弁になつた通りでございます。

○千賀委員長 金子委員。

○金子委員 たくさん委員から広い範囲にわたる質問がありましたので、重複を避けて、質問されなかつた二、三の点に對して伺つておきたいと思ひます。

まず第一に、ただいま足鹿委員と局長の間で、この法律が糸価安定に効果

があるとかないとかいうような問題がありましたが、私どもがこの法案の審議にあつておりましたも、率直のところを申し上げて、三十億の金をかけて二万俵程度のものを政府の手持ちにいたしましたところ、かつての歴史から見てこれだけ大きな投機的な性格を持つていた繭糸の安定には、相当たよりないという考え方を持つておるわけでありまして。ただ提案なさつておる当局の立場から、これはたよりないという説明はおそらくできないと思ひますけれども、私どもは良心的な意味で、これはたよりないと考えております。ことに繭の価格を安定するのことが、こゝに繭の価格を安定することに今頭を悩ましておりましたら、これは言質をとるとか何とかがいふ意味でなく、私どもも勉強する意味においてお聞き願ひたいと思ひます。

○青柳政府委員 それは先ほどお話し上げた通りでありまして、先日來数回お答えいたしておりました。

○金子委員 やはり政府委員は提案者という立場にとられ過ぎまして、そういうふうなことであればそれは非常に冷淡だ、無責任だといふことを私は考へております。それからかりに三十億程度の財政支出でも相当不安な状態が起るということを私は考へておりますが、しかし財政支出にはおのずから限界がありますので、一応三十億という立場におきましても、これに對して貯蔵資金を出したらどうか、たとえば政府が一つの価格を安定させて保証しておるわけでありまして、糸にして繭にしまでも価格の裏づけを政府は一方にしておきますから、それに對して低金利で金を供給してくれるならば、農民は農民、製糸家は製糸家の手持ちの範囲においてそれを貯蔵することのできるわけでありまして。ですから単に買ひ上げる資金というのではなくて、その買ひ上げる資金によつて買ひ上げて、なおそれが破れんとしたときには、政府は一定の価格を指示しておきまして、裏づけがありますから、低利資金を貸しつけてくれれば製糸家も養蚕家も繭を持つことが出来る。そこでこの法律を施行する上に、糸なり繭なりに対する貯蔵貸付金というものを考へておることにはないかということをお伺ひいたします。

○青柳政府委員 実はこれは生糸の買入れ及び飛渡しだけでもつてやつて行くというふうな法案の趣旨であります。こゝにいうと、あなたに考へました原因は、どこにあるかと申しますと、過去におきまして、あなたのおつしやいまして、よく、共同保管をやつたことがございまして、ところがその共同保管がついに政府の補償といふところまで行きました。が、補償で解決できないで結局政府は買収法を出して買つたという経過がございまして。そういう面から見れば最後の操作によつてやつて行くという形にかつたわけでありまして。ですからわれ／＼といひましたとしてもそういう方法が一番いいのではないかと、いう形で、今回のこの法案になつた次第でございます。

○金子委員 私の申し上げることがそのまま適切に受取れなかつたような答弁であります。私の言うのは保管貸付金で安定をしろというのではないの、一応買上げが三十億というように限界が切られておるから、これを補

足する意味で、その線が破れる線に入つたときに貸付金によつてもなおこれを保持するといふだけの考へ方はないかどうかということなんです。

○青柳政府委員 その面につきましては、たしか昨年の三月でございますが、政府が糸の暴落に對処する意味合いで生糸の保管をやりました。その際に日銀に融資あつせん方を政府として行つたことはあります。それはそのときそのときの事態に即応してそういうことが出来るだろう。またそういう面も考へられるだろうと思ひます。——そういう方法がとれるだろうと思ひます。

○金子委員 どうも局長のお話は、さつとはそういう方法は大だから買上げはそういうふうなお話であつたが……私の申し上げるのはこゝにいうことなんです。単に糸だけの問題ではないのです。繭も同じことなんです。もつと具體的に申し上げますと、繭が一定の糸価によつて当然安定させる線に來ていなければ、それがたとへば掛目協定の最低を握つてあるのだから、その最低の線に押えた採算で逆算したときに、繭の価格も当然出ますから、それ以下に取引が行われるような場合におきましても、ただ繭を買うといふことだけでなく、そのところに繭の貯蔵資金を出せばそれが維持できるじやないか。それからまた三十億の金が終えてしまつた、しかしながらこの法の目的を達成することができなかつたという場合に、その補助政策として、政府は低利資金をもつて製糸家に糸を持たせたらどうか、こゝにいう考へ方をあなたを持つておられないかということなんです。

○青柳政府委員 そのことはこの前の十條の説明で十分尽きておるのじやないかと思ひます。ただ十條まで行くまでに、そういう面があるかというところになりますと、現在でも中金からそういう資金の融資もやつておる次第であります。

○千賀委員長 理事会を開きます。ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○千賀委員長 それでは速記を始めてください。小笠原委員。

○小笠原委員 委員会も少し締りをつけてやりましょう。そうでないところんがらつてだめだ。また養蚕局長も政府委員なんだから、委員長と呼んでごらんない。まだ一言も呼んでない。だからあなたが発言し出してから、委員長は養蚕局長、養蚕局長と呼ばじやないか。また数字なんかを聞かれたら、係の者にやらせまうといはつてやりなさい。きようはきのうよりも上できだけれども、局長は局長の権限を發揮してさつと進めるようにしないと、いつまでかかつてもだめだ。あなたの方の答弁がうまく行かないと、野党の方はいつまでも質問を続ける氣持になる。それを与党だからといつて断言することは心苦しい。委員同士の納得すくでやらなければならぬ。そこをうまくやつてもらいたい。また委員長も政府も大いに戒心してやることにいたします。

○千賀委員長 小笠原先生の注意は意味すべきところ多しと思ひますから、委員長も政府も大いに戒心してやることにいたします。

○千賀委員長 小笠原先生の注意は意味すべきところ多しと思ひますから、委員長も政府も大いに戒心してやることにいたします。

○金子委員 だいたいの貸付金の問題は、少し話がこんがらがっているようにありまして、あまりはつきり私にはわかりませんけれども、この問題は際限がありませんから、これで打ち切りまして、次にこの法律を施行する目的が、繭と糸の価格を安定して、養蠶業の発展と同時に、製糸業の健全なる発達をはかることにあると思うのであります。ただここで養蠶家の立場と製糸家の立場——製糸家の立場にしても、大資本の場合と小資本の場合と非常に違いがあるのであります。最近だん／＼戦前の形にもどりつつあるという形にもどりつつあるかという、大資本製糸が小資本製糸をだんだん圧迫して参つておられます。これは力の相違だといえそれまででありまして、それと同時に、特約製糸の方向をだん／＼たどつて参ると思ひます。これを極端に言えば、搾取するといふ形が強くなつて来ると思ひますが、特約製糸の発展に対して局長はどういうふうに考えておられますか。

○青柳政府委員 これは昨日もお答え申し上げましたが、養蠶処理の方針としては、生繭の分については団体協約で進んで参ろうかと思つております。とにかく養蠶家の場合には団体販売をさせて参りたい、こう思つております。

○金子委員 団体協約というものが内容において、実質的に特約製糸の方向に入りつつあることを御承知ですか。

○青柳政府委員 過去における特約製糸といふものと今の団体協約といふものは幾分違つてゐるものではないか、こう思つております。しかも現在の団体協約は、少くも県単位、郡単位においてやらしておるのでございまして、まだ戦前のような特約化といふところまでは行つていないのだ、こう思つております。

○金子委員 それは末端の養蠶事情に對する局長の認識不足であります。なげならば、御承知のように、養蠶の研究は、農林省がどうがんばつても、今の巨大製糸のやつております研究には實際かきません。これはほかの農産物と違ひまして、品種と飼育の方向と製糸と一貫しなくては目的の糸は出て来ないものであります。従つて団体協約と言ひますけれども、団体で甲なら甲、乙なら乙という製糸と協約いたしますなれば、そこに当然まず第一に養蠶の供給を受けなければなりません。そういういたしますと、それは一方に資材供給を始めてゐるわけです。そういうことはかつての特約製糸と必ず同じ方向に入つて行く。ことに農業者会等は、農業者として特約製糸をしておつたのがほとんど全部であります。その後にはおきまして、加入、脱退の自由になりました。現行の協同組合におきましては、それから別派の養蠶組合といふものををつくりまして、その養蠶組合が団体協約をしてゐる。そうなりますと、その別派の養蠶組合は経済力を持ちませんからして、従つて養蠶農家の必要な資材供給やなんかをまづ巨大製糸から受けて来る。そうして資材を受けて、前と相殺の形において、まづたゞ養蠶家が製糸家に食われてゐるという昔の形が生れて来る可能性が多分にある。こういうことをあなたも御承知にならぬとすれば、あなたの認識不足であります。それに対してどう

いうふうな方針を今後とられて行くか。そういうことを断つておきませんと、こうして国家の貴重な予算を使いまして、糸の安定をはかりましたも、それは養蠶家の安定にはならないといふ考え方から、私はこの質問を申し上げるわけです。

○青柳政府委員 どうも考え方が違つてゐるように思ふのでございまして、つまり現在の段階におきましては、昔のやうな特約的なものになつていないやうに思ふのであります。養蠶にいたしましても、とにかく売買をやる、しかも繭の品質の問題なんかは検定取引でやつて行くといふやうな形で、いわゆる昔の主従関係のやうな形にはなつていないのではないかと思ふのであります。

○金子委員 そこにそれだけ養蠶当局がおつて、このくらいのことかわからないから、ここで私がお聞きしても時間の空費になりますから、私の質問はこれでやめておきますが、あとでよく研究してください。

○横田委員 この法案審議の質疑応答を聞いておきますと、養蠶振興といふことが非常に問題になつてゐるにもかかわらず、つまり養蠶は蠶を飼う人、あるいはできた繭を大事にしなくてはならないのに、糸になつてしまつたものを非常に気にしてゐる。この点が私たちは非常に不満なんです。

そこで伺いたのですが、まず基礎知識のために、日本には養蠶適地と言われるものが一体どのくらいあるのか、そして実際にやつてゐるところの面積はどのくらいか、このことを承りたい。

○青柳政府委員 養蠶適地の面積はどれくらいかといふやうな御質問でございしますが、とにかく適地が適地でないかといふことは、その土地の利用によりまして、ほかの作物をつくるよりはさらに有利だといふ形の所が、いわゆる適地といふ形になるだらうと思ふわけでありまして、その面から見ますと、現在のどのくらいの面積があるかといふやうなことは、はつきり申し上げかねますが、現在養蠶が主として行われてゐる地帯が、これがまあ適地といふか、地方という形になると思ふのであります。そうしますと、現在は関東以北あたりが中心になつております。

○横田委員 何をとげたことを言うておるのですか。二十六年の五月四日を御存じですか。このときには、たしか養蠶振興緊急対策といふものを政府は発表しておられるのです。それには三十万俵の繭の生産を確定するといふことを決議しておられる。そこに老朽桑園の問題からあるいはまた新しく桑園面積をふやすといふ問題からすべて出てゐるのです。これは何でもない本ですが、しろうとが一冊読みました本の中におきまして、長野県の殖科付近、この辺なんかは適地として言われてゐる。今まで長野県が非常に養蠶業の適地であつたやつが、このご群馬に追い抜かれてゐる。その立地条件なんかについて民間で非常に研究されてゐる。だから私の聞きたいのは、日本に養蠶適地といふものがあるといふことがたくさん言われてゐる。そうしてその面積は民間でわかつてゐるくらいだから、あなたもわかつてゐるはずなんです。そういうものを基礎にしてこの緊急対策が立つたんでしよ

う。そこで私が聞きたいのは、その適地のうちのどれだけの面積が使われ、そしてどれだけの面積が今残つてゐるかといふやうな目標をはつきり承りたい。これははつきりしないと、緊急対策といふものの振興が少しもわからんじやないですか。状況といふものがさつぱりわからないじやないですか。その点をもう少し明確にしてください。

○青柳政府委員 養蠶業がかつて一番隆盛でありました時分は、約七十万町歩以上ありました。それが現在十八万町歩ぐらゐになつております。従つて今の適地といふことは、現在引き起されたものの部分が、順次そのとき／＼の経済事情によつて、適地化して来るのではないかと、こう思つております。

○横田委員 適地化して行くんじやないかといふやうな問題でなしに、どういふやうな形において七十万町歩を今後適地化されるか、されないか。またこのうちの七十万町歩を使わなくてもいい。二十万町歩なら二十万町歩でいい。二十万町歩に對するお考えを聞きたいのです。これは大体桑園の面積を二十五万町歩にしたいといふのが緊急対策の骨子ですね。そういった三倍近くの面積があるわけですね。そうしますと、この面積のすべてを使わなくても、できるわけなんです。こ

のです。だから承るのです。もつとはつきり聞きますと、七十万町歩のうち十八万町歩を利用し、あとの五十二万町歩はどういうふうにご利用されるつもりか、これをはつきり聞きたいのです。こういうふうなものがいろいろ解決がついて行きますと、繭の値段が上つても下つても、これは問題の解決にはなりません。大体糸の値段が十一万円あまりのときもあれば二十五万円のときもある。これが大体生活必需品ではなしに外国の女の人たちが頭にかぶるネツカチーフに魅力を感じたときとか、あるいはまた何といひますか、そういうような流行を追うたときに非常に需要が多くなる、こういうことが言われておりますね。しかし多くなつたからといって、その場合でも三年たたなければ糸というものは十分使えないのですから、流行を追うことはできない。だからこれは非常に計画が重要なことなんです。計画がいつて、しかも繭になつてから糸にし得るような条件にするためには、よほど計画を立ててやらねばならないのに、あんなの答弁は、今まで農林委員会でも聞きました政府答弁の中で最もややこしいやつであつて、これほど糸のもつれたのはないというほどややこしい答弁でありまして、だから簡単にこちらで何うことは、箇条書きで何うのですが、七十万町歩の道地があるのだけれど、この七十万町歩に糸を植えるつもりであるのかないのか、それともまたこの中で二十五万町歩であればあとに残つたものはどういうふうにご利用されるのかというのを承りたいのです。なぜかと申しますと、一時戦争が終りました、外国から米を買う場合に、アメリカの人たち

は生糸がすぎた、生糸を買つてくれるだろう、これで金がかせげるだろうというので、非常に生糸に対して魅力を感じたときもあるのです。こういう意味で聞くとすから、七十万町歩の今後についてはつきり承りたい。

○青柳政府委員 七十万町歩と申しましたのは、過去における最盛時のこととございまして、そのうち十八万町歩が現在桑園になつております。それ以外のもものはかの作物が植えられるわけではございません。

○横田委員 もつと聞きたいのです。これはあんなにわからぬのでしよう。ほかの作物が植えられる、こんなものは適地、不適地の問題ではないのです。養蚕に必要な桑といふものは、山から雨で土砂が流れる場合に、桑を植えておくと、非常に土砂を防ぐのに都合がよいとまで言われているのです。特にからいつ風の強い所は、これを植えますと非常に防風林の役目を果たす、従つて麦をつくるのにつくりやす、これはど農業に密着した結びつきがあるのです。養蚕とこれとを食わないの飼料であつて、これを食わないのは、畜産の中でおそらく馬くらいではなからうかと言われているのです。これは重要なものなんです。日本本の農業のいわゆる食糧ではないのです。自給度の問題になつて来ますと、これが金にかつて、高い麦の押しつけに對して身がわりの金を払うといふことから、非常に重要になつて来るのです。だから私はこれをはつきり聞きたいのです。もつとあんなに答えていたかきしたいのは、日本の傾斜十五度を境といひまして、農業適地は大体九百万町歩からあると言われているの

です。気の弱い農林省の役人でも四百万町歩はあると言つてゐるのです。これらの未墾農業適地に米作がどのくらいやれ、麦がどのくらいつくれる、桑がどのくらいつくれるか聞きたいのです。大体こういう土地は米がでない、桑が適地ではないかと思ふので、聞くのですが、これは答えられないと思ひますから、しつこく聞きませんが、蚕糸局はよろしく片倉製糸の宴會に出るような、なれ合い答弁をやめていただきます、もつと日本の農政とか、養蚕を考へて、当面の責任当局としての責務のある答弁をしていただきたい。

それから二番目には、この法案を見ておきますと、繭及び生糸の価格の非常な変動を防止するためにこういうことが設けられてゐるのです。そういうたしなると、一番安いときで、二十五年の六月にこれがちやうど十五万三千円しておりました。それが大体二十六年の三月には三十五万五千円まで繰上げておりました。こういうふうに非常に変動があるものなんです。こういう場合に、政府は大体十四万五千円で二万俵の糸を買うために三十億の予算を組んだとあるのです。そういうたしなると、かりに十四万五千円で糸を買つて、これを売るときには一体幾らに売るか。かりにこれを二十万五千円で売るといたしますと六万円からもうかります。そうするとこれは非常なもうけになるのです。こういうふうなもうけは一体養蚕にどう潤して行くのか、この収入になるのか、これで日本の産業とのつながりがどうなるのか。おそろくこれで蚕に集つた役人という白ありを飼うような結果になるのじやな

らうかと思うので、この点ははつきり聞いておきたいのです。

○青柳政府委員 その詳細な特別会計の経理の問題は、近く御審議をお願いいたします。糸価安定特別会計法の中に規定されることと思ひます。その際に御説明を申し上げます。

○横田委員 それではその輪郭もわからないのですか。これは大蔵委員会にうかがつてゐるのでしょうか。

○千賀委員長 横田委員に申し上げます。昨日付で大蔵委員会に提案になつております。

○横田委員 きのうの文字として出るくらいだつたらその内容はわかるはずなんです。おそろくこれはあなたたちも合作してやられたものだらうと私は思ふのです。だからこういう形におけるところの、かりに一俵六万円のもうけが出た場合に、これが日本の養蚕にどう動いて行くのか、このことを聞きたいのです。

○青柳政府委員 それは所管が大蔵省にも関係しておりますので、大蔵委員会でも詳細に御説明を申し上げた方がよからうと思ひます。

○横田委員 あなた何を言つてゐるのです。糸が上る、下る、それで日本の養蚕が非常に打撃を受けて困る、こういう問題をなくするためにこういう法案が考慮されているのです。大蔵委員会と申しまして、簡単に言つてやはり衆議院の委員会なんです。そこにかつたのは金の面でありまして、もし国会に良心があるならば、大蔵委員会と農林委員会が合同審査をやる、そこで答えなくてはならないのです。あなたがきよう逃げを張りましようとも、われわれがもしまじめに国会を運用した

しましたならば、やがて二日か三日先には答えねばならない問題です。だからその点は答へる方がいいのじやないのですか。

○青柳政府委員 特別会計法の大体の考え方といひましては、そういう利益金がありますと、一応特別会計の収入として掲げるという形になつております。その上で政府は、必要ある場合におきましてはそれについて一般会計に繰入れるという形になつております。

○横田委員 それではこれを例にとつて伺ひますが、十四万五千円で買つたものを二十万五千円で売つて、一俵について六万円の金をもうけて、そうしてこの金を運用いたしますときに、十億のうけが国の特別会計に入るのです。これはそこに入るのかそれとも民間に出るのかといふことをはつきりしておいてもらいたい。あなたの説をこちらが憶測して考へまして、もし国の一般会計に入るものならば、政府はどうしてこんな形で金もうけをしなくてはならないのか、これがふしぎなんです。なぜといつて米の場合もちやうど同じで、安くならつたら買ひます、高くなつたら売りますというやり方で、吉田首相はドツジに言われてやめた、これもそれと一緒ではないか。あなたたちにはいかに安くても国から給料が出ておりながら、安かつたらあなたたちがストライキをやつてかつてに上げるようにしたらしいのです。が、どういふわけで十二億の金をもうけなければならぬのですか。

○青柳政府委員 それに対する答弁は、先ほど申し上げました通りに法律に書いてございます。

○横田委員 きのうの文字として出るくらいだつたらその内容はわかるはずなんです。おそろくこれはあなたたちも合作してやられたものだらうと私は思ふのです。だからこういう形におけるところの、かりに一俵六万円のもうけが出た場合に、これが日本の養蚕にどう動いて行くのか、このことを聞きたいのです。

○青柳政府委員 それは所管が大蔵省にも関係しておりますので、大蔵委員会でも詳細に御説明を申し上げた方がよからうと思ひます。

○横田委員 あなた何を言つてゐるのです。糸が上る、下る、それで日本の養蚕が非常に打撃を受けて困る、こういう問題をなくするためにこういう法案が考慮されているのです。大蔵委員会と申しまして、簡単に言つてやはり衆議院の委員会なんです。そこにかつたのは金の面でありまして、もし国会に良心があるならば、大蔵委員会と農林委員会が合同審査をやる、そこで答えなくてはならないのです。あなたがきよう逃げを張りましようとも、われわれがもしまじめに国会を運用した

しましたならば、やがて二日か三日先には答えねばならない問題です。だからその点は答へる方がいいのじやないのですか。

○青柳政府委員 特別会計法の大体の考え方といひましては、そういう利益金がありますと、一応特別会計の収入として掲げるという形になつております。その上で政府は、必要ある場合におきましてはそれについて一般会計に繰入れるという形になつております。

○横田委員 それではこれを例にとつて伺ひますが、十四万五千円で買つたものを二十万五千円で売つて、一俵について六万円の金をもうけて、そうしてこの金を運用いたしますときに、十億のうけが国の特別会計に入るのです。これはそこに入るのかそれとも民間に出るのかといふことをはつきりしておいてもらいたい。あなたの説をこちらが憶測して考へまして、もし国の一般会計に入るものならば、政府はどうしてこんな形で金もうけをしなくてはならないのか、これがふしぎなんです。なぜといつて米の場合もちやうど同じで、安くならつたら買ひます、高くなつたら売りますというやり方で、吉田首相はドツジに言われてやめた、これもそれと一緒ではないか。あなたたちにはいかに安くても国から給料が出ておりながら、安かつたらあなたたちがストライキをやつてかつてに上げるようにしたらしいのです。が、どういふわけで十二億の金をもうけなければならぬのですか。

○青柳政府委員 それに対する答弁は、先ほど申し上げました通りに法律に書いてございます。

しましたならば、やがて二日か三日先には答えねばならない問題です。だからその点は答へる方がいいのじやないのですか。

○青柳政府委員 特別会計法の大体の考え方といひましては、そういう利益金がありますと、一応特別会計の収入として掲げるという形になつております。その上で政府は、必要ある場合におきましてはそれについて一般会計に繰入れるという形になつております。

○横田委員 それではこれを例にとつて伺ひますが、十四万五千円で買つたものを二十万五千円で売つて、一俵について六万円の金をもうけて、そうしてこの金を運用いたしますときに、十億のうけが国の特別会計に入るのです。これはそこに入るのかそれとも民間に出るのかといふことをはつきりしておいてもらいたい。あなたの説をこちらが憶測して考へまして、もし国の一般会計に入るものならば、政府はどうしてこんな形で金もうけをしなくてはならないのか、これがふしぎなんです。なぜといつて米の場合もちやうど同じで、安くならつたら買ひます、高くなつたら売りますというやり方で、吉田首相はドツジに言われてやめた、これもそれと一緒ではないか。あなたたちにはいかに安くても国から給料が出ておりながら、安かつたらあなたたちがストライキをやつてかつてに上げるようにしたらしいのです。が、どういふわけで十二億の金をもうけなければならぬのですか。

○青柳政府委員 それに対する答弁は、先ほど申し上げました通りに法律に書いてございます。

○横田委員 先の十四万五千円、二十万五千円の話で行きますと、一俵について六万円もうかるでしょう。それでこれを三十億の金を運用して買い集めますと、どうしても十二億の金が必要になる。十億になつてもいいですが、こういうようなものをもうけるための法案ですかと言ふのです。あなたはそういうふうなとぼけた答弁をしておつて意地悪く構えておると、こつちも意地悪く押して行かなければならぬですよ。だから十二億の金をもうけるためにこういう法案をつくつたのですかと云ふのです。

○青柳政府委員 この法案の目的は、決してもうけるためにやつたわけではありませんで、糸価の安定をやらうという面にあるのであります。従つてひいては繭価の安定にも資しよう、こういうわけであります。

○横田委員 養蚕の振興のためにやつておるのなら十二億の金をどうばらまぐのか。あなたたちのふところに入れるわけではない、国の一般会計に入れる。こういう形において金をもうけることができるのだから、この金を農民とかあるいは糸屋に貸してやつた方がいいのじゃないか。もつと／＼やらなければならぬことがたくさんあるでしょう。蚕の品種の改良とかあるいは老朽桑園に対処するところのいろ／＼の手を打つとか、あるいは桑園適地に対してこういう三十億なら三十億の一部を投じて、モデル養蚕地帯をこしらえるとか、こういうことがあるはずでしょう。私が言うのは、養蚕地帯というものが、日本の今の事情から言ひまして、経済的な一つの基盤の上に乘つていないような形において扱われてお

る、こういう場合に政府が金を出して、安いとき買って高いときに売つて、商売してもうけて、その金がどこへ行くやらわからないような形にしてこの金を握つておいて、地方から平衡交付金のとほひのように頼みに来て、そのときに大臣がかぶりを振るだけではない。養蚕の振興というのとはそんなものではないでしよう。だからその根本を開きたいのです。

○千賀委員長 答弁ないやうであります。

○横田委員 どういうわけで答弁がないのですか。必要がないのならどういふ点が必要ないのですか。

○青柳政府委員 その問題につきましては、先ほどから御答弁申し上げました通りであります。

○横田委員 どうしてこれは答弁がないのですか。十二億の金が一体どうなるのですかと言ふのです。どこに入るのですか。入つた金がどういふふうにか養蚕振興に流れるのですかと言ふのです。こういう形において金がもうかるものが損するものか、その用途がつかぬのか。その用途もついていないのですか。三十億の金はあなたの金でもないのですよ。三十億の金は、日本の労働者が肉も食へない安い賃金で働かされ、知事さんががんばつても取られるような形において農民の米がゆすり取られ、こうしてできた金の一部ですよ。そうじゃないですか。だから簡単に言つておきますが、こういうふうな説明もできないところの人を説明に立たしてこの法案を通そうというところ、ここに、この衆議院におけるところの自由党の横暴があるのです。こんな

ものは参議院を通るものか、ばか／＼しい。もつと適当な答弁をこれから用意して来ていただきたい。こんなことをするのだつたら、事あるごとに蚕糸局と片倉製糸との醜聞係をあげますから……。こんなばか／＼しいことがあるか。これでやめます。

○千賀委員長 本日はこの程度にいたしました。明日は午前十時より開会いたします。なお明日は、本案に關しまして利害關係者、學識経験者の參考意見を聞くことにいたしますから御承知おきください。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後四時二十一分散會

昭和二十六年十二月一日印刷

昭和二十六年十二月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所